

## 会 議 録 目 次

平成 1 8 年第 2 回海田町議会 6 月定例会（第 2 日目）

平成 1 8 年 6 月 8 日（木）午前 9 時 0 0 分開議

|       |                                                       |     |
|-------|-------------------------------------------------------|-----|
| 日程第 1 | 一 般 質 問                                               | 4   |
| 日程第 2 | 第 32 号議案 工事請負契約の締結について（海田東第 3 国信地区汚水管新設工事（18－1） 1 工区） | 7 5 |
| 日程第 3 | 第 33 号議案 工事請負契約の締結について（海田東第 1 寺迫地区汚水管新設工事（18－2） 1 工区） | 7 8 |
|       | （延 会）                                                 | 8 8 |

平成18年第2回海田町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 招 集 年 月 日                      平成18年6月7日 (水)
2. 招 集 の 場 所                      海田町議会議事堂
3. 開会 (開                      議)                      6月8日 (木) 9時00分宣告 (第2日)

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員 (15名)

|     |              |     |         |
|-----|--------------|-----|---------|
| 1番  | 久留島 元 生      | 2番  | 三 宅 総一郎 |
| 3番  | 岡 田 良 訓      | 4番  | 西 田 祐 三 |
| 5番  | 渡 辺 善 隆      | 6番  | 桑 原 克 之 |
| 7番  | 多 田 雄 一      | 9番  | 西 山 勝 子 |
| 10番 | 宮 坂 二 郎      | 11番 | 河 野 道 昭 |
| 12番 | 崎 本 広 美      | 13番 | 前 田 勝 男 |
| 14番 | 住 吉        充 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 原 田 幸 治      |     |         |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員 (15名)

|     |              |     |         |
|-----|--------------|-----|---------|
| 1番  | 久留島 元 生      | 2番  | 三 宅 総一郎 |
| 3番  | 岡 田 良 訓      | 4番  | 西 田 祐 三 |
| 5番  | 渡 辺 善 隆      | 6番  | 桑 原 克 之 |
| 7番  | 多 田 雄 一      | 9番  | 西 山 勝 子 |
| 10番 | 宮 坂 二 郎      | 11番 | 河 野 道 昭 |
| 12番 | 崎 本 広 美      | 13番 | 前 田 勝 男 |
| 14番 | 住 吉        充 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 原 田 幸 治      |     |         |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 7. 欠 席 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|                 |   |         |
|-----------------|---|---------|
| 町               | 長 | 山 岡 寛 次 |
| 理               | 事 | 山 本 義 彦 |
| 企 画 部           | 長 | 永 海 房 雄 |
| 総 務 部           | 長 | 園 山 純   |
| 福 祉 保 健 部       | 長 | 内 田 和 彦 |
| 建 設 部           | 長 | 児 玉 正 克 |
| 企 画 課           | 長 | 大久保 裕 通 |
| 財 政 課           | 長 | 臼 井 真   |
| まちづくり推進課        | 長 | 木 原 晴 彦 |
| 総 務 課           | 長 | 西 本 徹 郎 |
| 税 務 課           | 長 | 朝 倉 登司雄 |
| 生 活 安 全 課       | 長 | 金 子 幹 雄 |
| 住 民 課           | 長 | 植 野 敏 彦 |
| 福 祉 課           | 長 | 窪 地 満   |
| 高 齢 福 祉 課       | 長 | 加 藤 一 生 |
| 都 市 整 備 課       | 長 | 久 保 伸 一 |
| 建 設 課           | 長 | 畠 山 隆   |
| 下 水 道 課         | 長 | 野 間 宏 紀 |
| 教 育             | 長 | 正 木 洋   |
| 教 育 部           | 長 | 中 野 潔   |
| 学 校 教 育 課       | 長 | 青 木 基 秀 |
| 参 事             |   | 木 原 正 博 |
| 住民活動センター室長      |   | 佐々木 正 樹 |
| 収 税 対 策 室 長     |   | 細 川 真 二 |
| 子 育 て 支 援 室 長   |   | 寺 田 修 康 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 |   | 岡 田 壽 人 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 飯 森 靖 彦 |
| 主 幹         | 濱 吉 計 守 |
| 主 事         | 中 村 修 介 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

日程第 1 一 般 質 問

日程第 2 第32号議案 工事請負契約の締結について（海田東第 3 国信地区污水管新設工事（18－ 1 ） 1 工区）

日程第 3 第33号議案 工事請負契約の締結について（海田東第 1 寺迫地区污水管新設工事（18－ 2 ） 1 工区）

日程第 4 第34号議案 工事請負契約の締結について（砂走第 1 畝 2 丁目地区污水管新設工事（18－ 3 ））

日程第 5 第35号議案 海田町条例の左横書き及び用語等の整備に関する措置条例の制定について

日程第 6 第36号議案 海田町真田会館設置及び管理条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 第37号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 第38号議案 海田町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 第39号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 第40号議案 海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 第41号議案 海田町障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例の制定について

日程第12 第42号議案 平成18年度海田町一般会計補正予算（第 1 号）

日程第13 第43号議案 平成18年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第14 第44号議案 平成18年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開議

○議長（原田）皆さん、おはようございます。本日も大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第14に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田） 日程第１、昨日に引続き一般質問を続行いたします。

1 番、久留島議員。

○1 番（久留島） 1 番、久留島です。2 点ほどお尋ねいたします。

1点目は、用途地域の変更についてでございますが、海田町内の人口増及び商業地区の拡大を図るために容積率向上等を含めて有効に土地活用を推進したらどうか、お尋ねいたします。

2点目ですが、企業の誘致について。海田市駅南口土地区画整理事業と駅前再開発に伴い、東工区を含めて事業計画決定で先行されておりますが、その推進状況等を含めて、駅前再開発に伴い、インフラの整備、税制の優遇措置を考慮して優良企業の誘致を全国から公募して将来の税収を図ったかどうか、お尋ねいたします。

以上、2点でございます。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。今日もよろしくお願いします。

それでは、久留島議員の質問に対して答弁をいたします。

まず、用途地域の変更についての質問でございますが、用途地域は、無秩序な市街地の形成を防止し、都市機能の維持・増進、住環境の保護などを目的として、土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率、建ぺい率及び各種の高さについて制限を行う制度でございます。また、容積率の制限については、建築物の密度規制を行うことにより、道路等の公共施設の整備状況など、当該地域の水準に見合った密度に抑えるための規制であり、道路幅の狭い場所等には、交通上、防災上などから、余り大きな建築物を認めることは適当でないため、道路幅などで制限をしております。ご指摘の用途地域の変更につきましては、県の都市計画審議会の決定事項であり、

県が広島都市圏域全体でバランスよく定めているもので、県の用途地域の見直し時期に合わせて、道路の拡幅等条件が整備された地区においては検討してまいりたいと考えております。

続きまして、企業の誘致の質問でございますが、駅前再開発に伴い、インフラの整備、税制の優遇措置を考慮して優良企業の誘致を公募し、将来の税収増を図ったらどうかについての質問につきましては、佐中議員にもお答えいたしましたように、区画整理事業後に拠点施設を導入するための施設整備計画に基づき、東地区の関係権利者に町の玄関口にふさわしい土地利用と景観形成を図っていただくよう働きかけていきたいと考えております。以上です。

○議長（原田）久留島議員。

○1番（久留島）再質問いたします。この用途地域の決定権者は権限移譲はまだしていないんですね、海田町の方に。今の都市計画決定の、県がされると町長さんが言われたんですが。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）権限の移譲はまだされておられません。

○議長（原田）久留島議員。

○1番（久留島）それでは、海田町の方から県の方へ上申していただいて、少しでも海田町が発展できるような、また、主要道路の沿線は用途地域の変更をしていただいて、町内の人口増を図るにはどうしても上に伸ばさなきゃいけないと思うんですよね。それで、用途地域の変更しかないと思うんです。そして、少しでも多くの人口増を図って税収に、税収でも自然増ですね。減収、減収で、行財政改革ばかりやるのではなくて、前進できるような、自然増によって税収が図れるような対策をしていったらどうかと思います。それで、現在は新しくバイパスができた両サイド50メートルが近隣商業地域に変更されておりますが、今から高架事業で旧道の方も道路が拡幅工事になると思うんですが、そういうふうなところの用途変更の予定があるかどうか、お尋ねいたします。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）今ご指摘いただいた部分についてはご指摘のとおりでございますが、連立関係、これはご承知のように側道が当然整備されてまいります。そういう時期になりましたら、側道にもいろいろ幅員等、規模がございますが、その状況等をお聞きしながら、その変更について要望できる部分は県へ要望してまいりたい、このように考

えております。

○議長（原田）久留島議員。

○1番（久留島）一応これは5年ごとの見直しと聞いておりますが、高架事業がいつになるかはわかりませんが、予定地としてはもう決まっておりますので、先行してできることはないですか。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）この用途地域、特に容積率関係につきましては、道路の整備状況を見ながら用途の変更をやっていくということでございますので、計画の段階ではそのようなことは困難であろうかと、このように考えております。

○議長（原田）久留島議員。

○1番（久留島）わかりました。それでは、2点目の企業の誘致についてでございますが、ほかの議員さんからも重複の質問になろうかと思うんですが、この東地区の推進状況を事業計画決定されておりますが、工期日程がわかればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）現在、国・県と調整中ということでございまして、はっきりした日時、要は事業計画の決定の変更の日時については今は申し上げられない状況でございます。

○議長（原田）久留島議員。

○1番（久留島）工期日程がまだわからないということは、これからまだどういうふうにされるかわからないということですか。それと、その日程がわかったというのを仮定して、どういう企業を呼んでくるか、また、全国から公募して優良な企業を呼んでくるか。制度融資の何億かをとってさよならされるような企業でなくて、確実に海田町に貢献できるような企業を選別される段階にまだ来ていないですかね。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）昨日もこの件につきましては答弁いたしましたように、かなりの方がいろんなことを言ってこられるんです。しかしながら、まだ調整ができていないうちからそういう公表ができない段階でございますので、できる目鼻がついてははっきりした認可がおりて初めてそれが公に皆さんのもとに発表できるものというふうに考えております。

○議長（原田）久留島議員。

○1番（久留島）わかりました。それでは、町内の雇用問題も含めて優良な企業をその節は選別していただきたいと思います。よろしくお願いします。終わります。

○議長（原田）次へ参ります。7番、多田議員。

○7番（多田）7番、多田でございます。1点、子どもの安全について質問いたします。

昨年、安芸区矢野と栃木の今市と続けて小学校1年生が被害者となる事件が起き、全国民に衝撃を与えた記憶も新しい中、またも秋田県藤里で悲しい事件が起きてしまいました。これは容疑者が逮捕されておりますが。昨年の事件以来、本町でも全国各地でも子どもたちを守る数々の取り組みが実施されている中、また同様な事件が起きたことは非常な衝撃であるとともに、より一層の努力が必要であることを認識させられました。そこで、今後の取り組みについて質問をいたします。

1番、今回の藤里の事件は、自宅まであとわずか80メートルの場所で拉致、その後殺害されたものと考えられています。去年の両方の事件も、友達と分かれて1人になったときねらわれたものでした。幾ら集団下校しても、最後はどうしても1人になる場所があります。各小学校ではその1人になる区間などは把握しているのでしょうか。もしまだなら、早急にPTAと協力して調査し、特に低学年が1人になる区間については、付近の住民の方をお願いをし、下校時間に1分でもいいので、家の前に立っていただくようお願いをすべきだと思います。自治会や老人クラブなど各団体でも登下校時の付き添いや見回り活動をやってくださっておりますが、やはり全部はカバーし切れていないのが実情です。ピンポイントで住民の方をお願いするのが有効だし、長続きするものと考えますが、いかがでしょうか。

2番、学校安全ボランティアの募集を始めて、登録者は現在のところ何人だったでしょうか。自治会などの会議でお話を聞きますと、登録すると行動を制限されとか束縛されとか、勘違いをされていらっしゃる方が結構おられます。もう1度趣旨を説明して、例えば先ほどの質問にあったように、自宅の前に少しだけ立つだけでもいいのですから、登録を呼びかける努力が必要だと思いますが、いかがでしょうか。また、登録をされることでの意義のようなものを詳しく説明する必要があります。例えば緊急の際の連絡とか、下校時間の変更、また不審者の情報とかですが、知らせるなど、登録されていないとできないこともたくさんあります。もう1度呼びかけをしてはいかがでしょうか。

3番、子どもたちを守るのにこれだという決め手があるわけではありません。とにかく地域の犯罪抑止力を高めていくことしかないと考えます。住民、学校、警察、行政が一体となった取り組みが求められております。私は、あいりちゃんのお母さんが、寝て



いるとあの子の寝息が聞こえるように感じられるとおっしゃったことを新聞で読みました。同じ子どもを持つ親として涙が出ました。もう二度とあのような悲しい思いをする親を出してはなりません。住民の意識を高め、継続させていくよう、啓発活動が続けていく必要があります。今後の取り組みはいかがでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）多田議員の質問につきましては教育委員会から答弁いたしますので、よろしくお願いします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）子どもの安全についてお答え申し上げます。各小学校では、登下校時の児童の安全確保を図るために、通学路の安全点検であるとか安全マップの作成など安全管理面と、危機回避能力を養う安全教育に取り組んでいるところでございます。また、保護者に不審者の情報を提供するとともに、警察やボランティア、自治会など、地域の方々と連携しながら子どもの見守り活動を続けているところでございます。ご指摘の、児童が1人になる区間の対応でございますが、各小学校では子どもの安全確保について、PTAをはじめ、子ども会や地域に呼びかけて、保護者の出迎えであるとか、地域の方々による見守り、また教職員が直接パトロールを行うなど、様々な取り組みを行っております。子どもの見守りについて継続的に取り組んでいくことができるよう、今後も保護者や地域の皆様の理解を得ながら進めていきたいと考えております。

次に、学校安全ボランティアの登録者数でございますが、119名でございます。今後できるだけ多くの方々にボランティアの登録をしていただくよう、様々な機会をとらえ、呼びかけてまいりたいと思っております。

次に、子どもの安全を確保するための今後の取り組みでございますが、引続き登下校時の安全管理の徹底と、危機予測及び回避能力を身につけさせるための安全教育を推進してまいりたいと考えております。

○議長（原田）多田議員。

○7番（多田）再質問いたします。子どもが1人になる区間でございますが、私も下校時にパトロールをいたしておりますが、地域の方が出られるところもあるし、やっぱり1人になる区間があります。低学年が帰る時間のときに回っているんですが、1人で帰っているところが何カ所かあるんです。そういうところを学校側の方が把握しているかどうかということなんですが、これは教育委員会で今すぐにはわかりませんが、こ

の前、総務文教委員会で子どもの安全について委員会をしたときに、南小の校長先生がやっぱりそういう区間があるとおっしゃっておりますので、それが全部わかっているかどうか、そこまで聞かなかったんですが、多分わかっていらっしゃると思います。特に南小とか東小の場合は校区が非常に広いので、最後に低学年が1人になる区間が多分かなりあるんじゃないかと思います。そういうところの、ここは危ないというところの地域の方に、それは地域の子ども会の人をよくわかっていらっしゃると思うので、そういう地域の方がその地域の方をお願いをするということをしたらどうかなと思うんですが、まず、1人になる区間を把握するというのが先だろうと思うんです。それはPTAの校外活動部とかそういうところで調べればわかると思うので、そこを調べていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）各学校も個別詳細図もありますし、現在ではパソコンの中はかなり正確な地図もありますので、1人区間については作業をすればすぐ出てくると思います。各小学校とも低学年についてはかなりの確度で把握しているようですが、100%かと言われると、まだ100%ではないと。マンション等によりますと、昨今の事例を見ますと、マンションの中での事故もございますので、じゃ、マンションまでを送り届ければそこで安全かという、それも保証はないということもありまして、できるだけ1人区間の把握はして、ある程度、100%学校の方でそれを保証できるということはありませんけれども、その確率をできるだけ高くするようにいろんな機関とも協力してやってまいりたいと思います。

○議長（原田）多田議員。

○7番（多田）マンションで子どもが投げ落とされたという事件があったりして、それはもうそこまではちょっと守り切れんと思うんです。そこら辺になったらあとは子どもの守る力ということだけしかないと思います。今回の藤里の事件なんかは保護者が犯人ですから、こればかりは、いかに見守り活動をしようが、PTAが送り迎えしようが、防ぎようがないというのが今回の事件でした。これは特殊な事件だとは思いますが、確かに最後の1人になる区間というのでだれかが立っているということだけでも犯罪抑止力になると思うので、ピンポイントでこの人をお願いしたらどうかなというのをPTAの方と学校の方でよく相談されて、各学校全部そういう区間がないような形でやっていただきたいと思います。

次に、学校安全ボランティアなんですが、このボランティアの募集の中の「組織」というのがどうも引かかるみたいな感じがします。組織というとどうも束縛されるとい、行動を、何々しなくちゃいけないとか、いついつ出なくちゃいけないとか、そういうことを言われるんじゃないかという危惧が多分おありになると思うんです。そこら辺をもうちょっとやわらかく説明をされて、本当に家の前に立っていただくだけでもいいし、犬の散歩のときに帽子と腕章だけでもいいし、買い物に行かれるときに帽子と腕章をつけるということだけでもいいんですから、その辺の説明というのをどのようにされたんですか。あのときに最初に自治会連合会で説明されたと思うんですが、最初、パンフレットを渡されただけなんでしょうか。

○議長（原田） 学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀） 組織化の問題でございますが、この組織化という文言につきましては、安全対策推進本部の中で今後の取り組みについて「ボランティアの募集と組織化」という項目で挙げまして、説明会では、組織化というよりはむしろ今やっておられることをそのまま続けていただくと。そういう形の中で町としては、グッツであるとか、あるいは保険であるとかの側面的な支援をさせていただきますということでご説明をさせていただいておりますし、今やっておられるのをそのまま続けていただいて、それに対してご登録いただければそういう形で支援しますということで理解を深めております。その結果、現在、先ほど教育長が答弁しましたように、人数も徐々に増えておるという状況でございます。

○議長（原田） 多田議員。

○7番（多田） 課長はそういうふうに言われたんですが、私も地元の自治会で総会に出たときに自治会長さんが言われたのに、そこら辺がやっぱり引がかかっていましたね。どうも組織化というと、学校とか役場のコントロールの中に入るような、そういうイメージを持っておられたようなところがありました。それは違うんですよと言うのは言ったんですが、なかなかわかっていただけないところがあります。毎日学校に来ておられる自治会の方、保護者の方に協力してくださいと。その人は自治会で配られたベストをいつも着ておられたんですが、学校安全ボランティアというのがあるので、登録されまうとこういふことですよというのを説明したら、2人ほど登録してくださったんです。やっぱりそこら辺の説明をもう1回自治会の方に、そういう格好だけでもいいんですよとか、犬の散歩のときとか、そういうのをもう1回説明をされたらどうかなと思うんで

すが、どうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この件につきましては先般の自治会連合会の総会のときに、今、多田議員がおっしゃるように、だれでも気楽に行ける、束縛できないような形でも参加をいただきたいということも重ねてお願いしておりますので、自治会長さんの方からどのような説明があったか知りませんが、全町の自治会長さんにはそういう意味でお願いしております。

○議長（原田）多田議員。

○7番（多田）私は海田小学校に登録しておるので、海田小学校ではそういう不審者による声かけ事案、こういう情報も流していただけるし、それから学校行事に、今度参観日があるので、ぜひおいってくださいというご案内もいただきます。こういうことで学校との交流、子どもたちとの交流というのが広がれば、本当の意味での安全につながっていくんじゃないかと思うので、ぜひもっと人数を上げるように頑張っていたきたいと思います。

それと、ここの質問にはないんですが、前回のときに「100番の家」が少ないという質問をさせていただいたんですが、この「110番の家」を子どもたちに知らせるために、昨日、三宅議員からこれをいただいたんですが、呉では昭和南小学校というところで「子ども110番の家」のラリーという、一斉下校のときにスタンプラリーみたいなことをやられているみたいです。これは非常にいいなと思ったんです。子どもたちに「110番の家」を再確認させる意味と、地域の子どもたちが一斉下校のときに「110番の家」に一軒一軒訪ねて行って、日ごろのお礼と、よろしく願いしますというのを言わせているみたいなんです。だから、そこの「110番の家」の人と子どもたちと、「110番の家」の人も受けるだけで何にもない、事件がなかったら何にもないわけですから、そういうよりも、やっぱり子どもたちによろしく願いしますと言われると、じゃ、頑張らにやいけんという気持ちも起きるでしょうし、子どもたちもこの家が「110番の家」だということを再確認する意味もあって、これは非常にいい企画だなと思ったんです。ぜひこれは海田でも各小学校の方に情報を流していただいてやっていただきたいなと思うんですが、いかがですか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）「110番の家」の歴史もかなり古いものがあるんですけども、安全マッ

プ等をつくるときは一応「110番の家」はマップの上へ落とします。ただ、学校での指導としては、今回だけでなく以前から、「110番の家」にこだわらず、危ないときにはどこでも駆け込みなさいという指導をしています。「110番の家」は警察の所管からおりてきた制度でありますので、教育委員会でここはどこと言うわけにはいきませんが、連携を密にして、ある制度は十分に活用してまいりたいと思います。

○議長（原田）多田議員。

○7番（多田）それはそうなんですが、やっぱり「110番の家」は最初「子ども・女性110番」ということでやっていたと思うんですが、今こういう事件が多発したということでは「子ども110番」ということで全国的にやっておられますけれども、先ほど教育長が言われたように、「110番の家」だけじゃなしに近所の家に駆け込むというのは、それはそうなんですが、それならなおさら「110番の家」をもっと増やしていただいて。今、「110番の家」の委嘱というか、そういうのは生活安全課の方でやっておられるんですか。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）議員お尋ねの「110番の家」でございますけれども、生活安全課の方で担当しております。現在、もう1度「110番の家」の看板等のつけかえとかということで、再度確認は今しておるところでございます。

○議長（原田）多田議員。

○7番（多田）私のところも「110番の家」になってもいいんですが、「110番の家」の基準みたいなものはありますか。いつも家にいる人とか。お店が一番いいとは思いますが。そういう意味で、基準みたいなものはあるんですか。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）「110番の家」の基準ということではなくて、PTAの方から選んでいただきまして、それをお願いしておるところでございます。

○議長（原田）多田議員。

○7番（多田）じゃ、もう1回やっぱり状況を聞いていただいて。手薄のところがあるんです。「110番の家」がえらい少ないところがありますので、地域安全マップを各小学校がつくられたので、ある程度わかっていると思うので、その辺をもう1回、小学校の方と連携をとられて、少ないところについては増やすような形で、看板一枚ですから、検討していただきたいと思います。

それと、集団登下校を今しておりますが、夏休みの問題で、夏休みは今まででしたら

クラブ活動とか、水やりとか飼育当番とかということで子どもたちが当番制で出ていたと思うんですが、これについては教育委員会はどうのように考えておられますか。小学校によって多分対応が違うと思うんですが、教育委員会の考えとしてはいかがですか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）夏休みの全学出る日のことですか。じゃなしに、クラブ活動か何かの。

クラブ活動等については、まだ集団登下校を始めてちょうど1年がほぼ来ると思うんです。夏休みはまだ経験していないものですから、今回の夏休みをどういうふうにするかというのは小学校と中学校では違うでしょうが、校長会の中である程度ばらつきがないように、安全を極力確保するような方向で検討してから今年の夏休みに当たりたいと思っております。

○議長（原田）多田議員。

○7番（多田）私は西小学校の校長先生に聞きましたら、一応飼育当番と水やり当番については教員で対応するというふうに言われました。秋の「ふれあいコンサート」があるので、いつも夏休みに登校してブラスバンド部が練習していたそうなんですが、今年は練習日がとれそうにないので、参加を取りやめようかというふうに考えていると言われました。非常に寂しいことなんですが、夏休みに1日登校という日が必ずあるんですが、あれは今まで学年ごとにやられておったのを多分一斉にやられるんじゃないかと思うんですが、これは1つの案なんですけれども、保護者の方に、高学年がほとんどです、保護者と学校とで、委任状じゃないですけれども、学校へ登校させてもいいですよというのを一応一筆書いていただいて登校さすという方法もあるかなとは思ったんですが、それは事故があったら学校の責任じゃないということじゃないんですけれども、できれば登校させて、飼育当番なんかも子どもたちは楽しみにしている部分があるんですがね。海田小学校の校長先生に聞いたら、飼育当番については登校させようかなというふうには思っているんじゃないかというふうなことは言われました。学校によって多少対応が違うとは思いますが、教育委員会としては登校させた方がいいと考えているのか、それとも、いや、危ないからやめておけというのか、どうなんですか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）私としては、ごく自然な形で学校教育を進めていきたいというのが考えでございます。ただ、安全は確保しなければなりませんので、100%じゃないにしろ、何らかの手だては考えて、ごく自然な形で学校生活をおくらせてやりたいと思っております。

す。

○議長（原田）多田議員。

○7番（多田）そのためにも学校安全ボランティアの方をもうちょっと増やして、夏休みも何日に子どもたちが何時ごろ行きますよという情報をいただければ見守り活動ができると思うので、その辺のボランティアの募集をもうちょっと頑張っていたきたいと思っています。

最後の3番目なんですが、意識を高めるという啓発活動なんですが、これは町広報なんかで、この前私が質問させていただいた一家一点灯運動を1回大きく載せていただいたんです。うちの自治会の方でも総会のときに言わせていただいたら、かなりの方がつけていらっしゃいます。こういうことをやっぱりもうちょっと何回か、1回だけじゃなくて何回か広報かいたでも取り上げていただきたいなと思うのと、自治会の方に子どもを守るパンフレットを配っておられますが、これもぱっと単発じゃなくてしつこいぐらい何回もやって意識を高めるということが必要だと思うんですが、今後の取り組みという、こういう啓発活動への取り組みが教育長の答弁ではなかったんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この問題につきましては、息の長い活動になると思うんです。子どもを守る以上はずっとそういう活動をしなくちゃいけないとか。その都度によって広報も、自治会の方へもそういう通達をしながら啓発に努めていきたい、こういうように考えております。

○議長（原田）多田議員。

○7番（多田）ぜひ単発でなくて息長く頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いします。終わります。

○議長（原田）暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前9時37分 休憩

午前9時38分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。2番、三宅議員。

○ 2 番（三宅）おはようございます。2 番、三宅です。大きな項目で 3 点ほど質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、第 1 点目、駅南口地区のまちづくりについて。昨日、桑原議員の方から質問がありましたけれども、私なりの角度で質問をしてみたいと思います。第 1 点、駅南口地区のまちづくりについて。駅南口地区の関係地権者への説明会は、平成 17 年 3 月 10 日から途絶えてしまっております。ふるさとの玄関は化石のまちとなり、ただただひたすら時が経過するばかりとなっております。まちづくり推進のための年次計画案では、平成 17 年度は海田市駅南口地区のまちづくりの整備手法検討並びに調整期間、平成 18 年度は事務手続き期間となっております。予算書によると、平成 17 年度の駅南口土地区画整理事業の予算は当初 1,747 万 6,000 円でありましたが、年度末の、この前の 3 月の補正予算では 963 万 7,000 円もの減額修正で 783 万 9,000 円、率にして 45% の執行に終わっております。そこで、尋ねます。

第 1 点目、18 年度予算の中で区画整理基本設計業務委託並びに区画整理実施計画書作成業務委託がありますけれども、どのような中身で、いつ予算執行するのでしょうか。

第 2 点目、地区界測量業務委託並びに街区確定計算業務委託がありますけれども、これもどんな中身で、いつ予算執行をするのでしょうか。

第 3 点目、区画整理審議会は未執行ですとっておりますけれども、18 年度はいつ開催するのでしょうか。また、普通旅費、特別旅費がとってありますけれども、いつ、どこへ、何をしに行くのでしょうか。

第 4 点目、説明会等会場借り上げ料がとってありますけれども、これもいつを予定しているのでしょうか。

第 5 点目、平成 17 年 11 月 28 日入札の区画整理変更原案作成業務並びに平成 17 年 12 月 21 日入札の南口地区まちづくり基本計画作成業務は 3 月に完了しておりますけれども、これらの中身はどのようなものが出てきているのでしょうか。また、これはもう公開をして、こういうものができていると提示したらどうなののでしょうか。

第 6 点目、西街区はかさ上げ、区画整理によらないまちづくりということですが、どのような試案ができているのでしょうか。

第 7 点目、まちづくり事務所は駅前事務所閉鎖以来、まちづくりへの情熱が後退しているように見受けられますけれども、いかがでしょうか。

第 8 点目、ただひたすら待ちぼうけの地権者の思いは募るばかりで、地権者の思いを



どのように考えておられますか。

大きな2点目に行きます。収納対策について。地方分権の流れの中、三位一体改革として所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が平成19年度から実施されることになりました。この税源移譲に伴い、個人住民税の滞納が多ければ、実質的に税源移譲額が減収となり、財政運営への影響が生じ、今以上に厳しい環境となることから、徴収対策の一層の強化が喫緊の課題となっております。16年度の決算説明書では「町税の徴収については、徴収等収納強化計画に基づいて諸施策を実施し、収納率の向上に努めました。しかしながら、収納率が前年度に比べ0.1ポイント下がるとともに、滞納繰り越し分の累積額も前年度を上回る結果となりました」とあります。そこで、尋ねます。

第1点目、17年度からの3カ年の収納計画の中身はどのようになっていますか。また、目標値はどのように設定しているのでしょうか。

第2点目、収納対策室が新設されましたけれども、何人体制で、役割分担はどのようになっていますか。

第3点目、平成16年度末現在で滞納者は何世帯、何人ぐらい出ているのでしょうか。

第4点目、滞納者への催告書は、現年度分あるいは繰り越し分、それぞれどのようにしているのでしょうか。

第5点目、悪質・高額滞納者への差し押さえ等の滞納処分はどのようになっているのでしょうか。

第6点目、国民健康保険税の収納率75.36%（16年度総合計）は町税の収納率から見るとひど過ぎるのではないのでしょうか。

第7点目、行革実施計画の中で町税徴収率の向上があり、平成18年から21年までの4年間で効果額が5,959万7,000円となっておりますけれども、その積算根拠と、実行ができるのかどうかを問いただします。

大きな3つ目、住民活動センターについて。4月の機構改正でまちづくり推進課の中に住民活動センターが新設されました。行革実施計画の中で「これからのまちづくりは住民の参画や住民と行政との協働体制の確立が必要不可欠となっている」とあります。

（仮称）住民活動センターの設置のところでは「各種団体の事務局機能を集約し、一元的に処理できる拠点を設けることにより各種団体の活動を支援する」とあります。先般、住民活動センターに問い合わせたところ、目指す仕事は、自治会連合会、防犯組合連合会、公衆衛生推進協議会、国際交流協会等の法人化へ向けての支援ということでありま

した。そこで、尋ねます。

第1点目、住民参画係と住民活動センターの仕事の区別はこれからどのようにしていくのでしょうか。

第2点目、単位自治会の現状はひどく疲弊し、困窮しておりますけれども、単位自治会のカウンセリングはどこでやっていくのでしょうか。

第3点目、その上で、事務的支援を含めて住民活動センターの中に自治会活動支援センターも併設する考えはないでしょうかどうか。

第4点目、最近の世情を診ると、防犯・防災での地域との連携が欠かせません。地域と行政の良好な関係をこれからどのように構築していくのでしょうか、お考えをお聞きます。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）三宅議員の質問に対して答弁をいたします。

まず、駅南口地区のまちづくりについての質問でございますが、1点目の18年度予算における区画整理基本設計、実施計画書作成業務内容につきましては、区画整理基本設計は道路、緑地、排水施設等の公共施設の基本設計業務で、実施計画書作成業務は都市計画及び事業計画変更に伴う事業費、資金計画、年次計画書等の作成業務でございます。また、予算執行時期についてでございますが、関係機関との調整ができ次第、業務発注する予定でございます。

2点目の18年度予算における地区界測量、街区確定計算業務内容につきましては、地区界測量は東地区約2ヘクタールの街区全体の測量業務で、街区確定計算業務は東地区約2ヘクタール内の各敷地ごとのくい埋設及び面積計算業務でございます。また、予算執行時期についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、関係機関との調整ができ次第、業務発注する予定でございます。

3点目の区画整理審議会の開催時期につきましては、現事業計画において土地区画整理審議会で法的に審議する事項がないため、開催しておりませんが、現事業計画変更に向けての法的な整理を国及び県と調整している段階であり、最終的な調整がつけば審議会を開催したいと考えております。また、普通旅費及び特別旅費の内容についてでございますが、普通旅費はJRとの関係機関協議や弁護士への法務相談で、特別旅費は国土交通省との協議や職員の研修費でございます。

4点目の説明会会場借り上げ料の執行予定時期につきましては、先ほど申し上げまし

たように、最終的な整理ができ次第、地元の方々にご報告をしたいと考えております。

5 点目の平成17年度執行の区画整理変更原案の業務内容につきましては、平成13年度に決定した事業計画の変更素案及び都市計画決定変更に向けた資料作成でございます。また、南口地区のまちづくり基本計画の業務内容についてでございますが、現事業計画の約5.8ヘクタールのうち東地区の2ヘクタールについては拠点施設を導入するための施設整備計画の検討や、西地区の3.8ヘクタールについては現況を整理してまちづくり計画の素案を検討したものでございます。さらに、この2つの業務の公開についてでございますが、現時点では素案の段階であり、東地区については関係権利者の方々と協議を進めている段階で、最終的な計画に至っておりません。また、西地区におきましては地元の方々と話し合いをしながら新たなまちづくり計画を策定することとなっておりますが、現在、その話し合いを行っていない段階での状況の中で公開いたしますと、関係権利者に誤解を招くおそれが生じますので、現時点では公開は考えておりません。

6 点目の西地区のまちづくりについての試案はどのように考えているのかでございますが、地区の特性を生かして、不足している道路、水路、公園等の公共施設の整備などについて、地元の方々と話し合いを行いながら新たなまちづくり計画を策定していきたいと考えております。

7 点目の、西地区のまちづくり事務所は駅前事務所閉鎖後、まちづくりの情熱が後退しているように見受けるが、どうかにつきましては、現在、現事業計画変更に向けて国や県などの関係機関の協議を行っており、最終的な整理ができた段階で地元の関係者の方々に説明会等の開催やまちづくりニュースの発行などの情報提供を行ってまいりたいと考えており、まちづくりの情熱が後退しているものではありません。

8 点目の地権者の思いをどのように考えているのかでございますが、現在、事業区域内には土地区画整理法第76条の建築制限がかかっている状況から判断して、地元権利者の方々には大変心配をかけていると考えております。本町といたしましても、できる限り早い時期に東地区の区画整理事業及び西地区のまちづくり計画を進めるための都市計画及び事業計画変更を同時期に行い、建築制限の解除に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、収納対策についての質問でございますが、1 点目の収納計画の中身と目標値につきましては、町税等収納対策本部会で収納方針を定め、その方針に沿って目標値の達成に向けて取り組むことにしております。取り組みの内容としましては、滞納者

との折衝強化、滞納者の資産・預金調査及び差し押さえ、催告書発送や夜間・休日臨戸徴収などがございます。次に、目標値でございますが、現年課税分につきましては収納率を平成16年度末の収納率に比べて平成19年度末におおむね0.5%アップを目標とし、また、滞納繰り越し分は収納率を平成19年度末で3.0%アップを目標としております。

2点目の収税対策室の陣容でございますが、室長を含む職員4人と、徴収指導員として国税OBの方をお1人委嘱しており、計5人でございます。役割分担は、個々には主担当を定めておりますが、全員がいずれの事務でも対処できる体制で臨んでおります。

3点目の滞納世帯数及び滞納者数につきましては、滞納者数は、各税目を重複して滞納している者、多年度にわたる滞納、また同一世帯の中で複数の者が滞納しているケースがございますので、全税目の延べ人数でお答えいたします。6,629人でございます。

4点目の催告書につきましては、催告書の送付は法律の定めがありませんので、任意に送付しております。現年課税分につきましては納期限後2カ月以内に送付するようにしています。また、滞納繰り越し分も含めた催告書は年末や出納閉鎖期間など年数回、随時に送付するようにしております。

5点目の悪質滞納者などへの滞納処分ですが、滞納者と折衝し、分納計画を提出してもらい、その分納計画が守られない状態が続けば、差し押さえ予告書を送付し、それでも履行されない場合には資産や預金、給料を調査し、差し押さえ可能物件を把握して滞納処分に着手します。

6点目の国民健康保険税の収納率がひど過ぎるのではないかとのご指摘でございますが、確かにここ数年、収納率の低下が見られます。主たる要因としてはやはり景気低迷の影響が大きいものと考えられます。いずれにしましても、納税意識の高揚を図り、納期内納付を原則として収納率アップを目指してまいります。

7点目の、行政改革実施計画に掲げてある徴収率向上による効果額が4年間で5,959万7,000円となっておりますが、その積算根拠と、実行できるかとお尋ねでございますが、積算根拠としては、1点目の質問にありました3カ年収納計画目標値を基礎数値といたしまして、20年度及び21年度の収納率を設定し、積算したものでございます。実効性につきましては、現時点では実行可能であるものと考えております。

続きまして、住民活動センターについての質問でございますが、1点目のまちづくり推進課住民参画係と住民活動センターの仕事の区分につきましては、現在、住民活動センターでは自治会連合会をはじめ公衆衛生推進協議会、国際交流協会の事務局として職

務を行うと同時に、自立した住民活動団体の活動の場としての機能確保に向けて準備を進めているところでございます。住民参画係はNPO、ボランティア団体の支援やコミュニティ振興施策の総合的な調整部門で、例えばNPO法人の設立に向けての相談や自治会への補助金の交付等についての事務を行っております。

次に、2点目の単位自治会のカウンセリングについてでございますが、単位自治会の運営につきましては、それぞれが十分自主自立して事業を実施しておられると認識しております。しかし、自治会活動等での悩み事については住民活動センターを窓口としてご相談を受けるなどの対応をとってまいりたいと考えております。

3点目の自治会支援センターを併設する考えはないかというご質問でございますが、単位自治会は自主自立した団体であり、その運営、事務処理については自治会がみずからの手で行っていただくものであると考えておりますので、自治会活動支援センターを設立するつもりはございません。

4点目の地域と行政の良好な関係の構築についての質問でございますが、住民と行政が各々の役割分担を果たしながら互いの足りないところを補完していくのが協働の姿であろうと考えております。その中で全町的な住民組織についての活動をサポートして、住民活動を真に自立性のある活動としていくことが住民活動センターの役割であると考えております。以上です。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）再質問させていただきます。駅前のまちづくりの方ですけれども、1番、2番、17年度と同じような感じで、また同じような項目でもって予算ができておりますけれども、私が特にまず言いたいのは、3月の補正のときに駅周辺のまちづくりの住民の合意形成等支援事業委託料が、これは未執行。それから、同じく変更原案の作成の業務委託料の入札の執行残。それから、基本設計の作成業務の委託料が未執行。それから、費用対効果がありましたね。分析業務委託料の執行残。これで合わせて963万ほど減額されておるわけなんですけれども、駅の前におりましたときにはやっぱりそれだけでやっていましたから、まだ充実というようなことがあったように1つは思うんですけれども、今はこちらへ戻りまして、駅前の駐輪場のこともあります。それから、今年度は特にエレベーターの設置という仕事も駅前の対策室が兼任になっているわけですね。一応まちづくり対策室で2名ほど専任でついておりますので、この963万も修正で3月に減額で終わったわけなんですけれども、途中で私も話をしたりするんですけれども、2人専任し

て、もう少し仕事が進んで、残とか未執行、執行残がなくて、もう少し仕事をせねばならないという気もまずはあるんですけども、やっぱり調整、調整と言われますけれども、963万も残で、仕事はかなり突っ込んでした上でこの執行残になったとお考えですか、どうですか。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）ただいまの三宅議員のご質問にお答えします。区画整理事業につきましては、これまでの経緯、地元地権者、権利者等々のお話し合いの中で、17年度に町といたしましては大きな方針転換を行ったということがございます。17年の3月にそういう方向転換によりまして何とか現計画を今度の新たな計画に変えていくということで、17年度、県と協議、これは国も含めまして協議を行ったわけですが、都市計画決定並びに区画整理事業の事業決定を行っておりますので、県の方にこの計画決定を変更して新たな計画決定を打つということに関しましては、計画決定自体が非常に、昨日もご説明申し上げましたように、重たいものであるということで、なかなか県の方の理解なり同意なりを得られないという中でかなりの期日は要しましたけれども、現在では一応国レベルも新計画についてある程度の理解を示していただけるような状況になりました。そういう中で17年度の予算の減額補正等々が生じてきたものと考えております。それで、今後ですが、組織の機構改革等がございまして、担当者の人数のこともございます。それと、全体の職員数が減ったわけでございますので、それに伴います担当業務の内容も変わってまいりました。そういう中でこの新たな都市計画決定並びに区画整理事業の変更をやっていこうということでございますので、我々も努力しておりますが、この18年度にお示ししております予算、これを何とか消化したい、新たな計画に向けて進んでいきたいと考えております。県と今協議中でございますが、いろいろな問題点が実際のところございます。そういう中でとりあえず一応今年度末ないし来年度当初に何とか、目標でございますが、県の都市計画審議会、そういうものに諮りたいなというところで努力をし、汗をかいている現状でございます。そういうことでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）私が途中で県や国にも行って話を聞くんですけども、県の方も国の方もどちらも、海田町さんの意向に合わせて対応しようということだったんです。それだったらもう内部で図面をかいたり調整していけばという感じだったんですけども、

どうもまだ県や国との調整、調整とかということなんですが、私が少し前に国や県に行ったときには、町の方の意向に沿ってやりましょうと。大体町の意向に沿ってやりましょうということだったので、これは重大なような、ネックになるようなことがあるんでしょうか。残っていますか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）これも三宅議員、昨日桑原議員にお示ししたとおり、都市計画決定、先ほど課長が申しましたように、大きな網の中に入っておるわけですね。これを変更する手続きとか、確かに県の方としたら町が主体性を持ってやるというのは当たり前のことなんですが、それだけのこちらの考え方を持っていないと、県がそれでいいですということはないわけです。それらについていろんな今まで中身の精査に随分時間がかかったということに理解をいただきたいと思います。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）もう1度質問します。それでは、特に5番目を出しておりますように、去年の入札の関係のプリントを見ますと、先ほども言いましたように、11月28日で区画整理の変更原案の作成業務を委託しているということで、それともう一つは、この変更原案のところですが、特に、3月じゅうにできるようになっていました。サンワコンですかね。これはもうできて、これが特に話をする上で我々のたたき台になると思うので、全くやみの中のような感じになっているので、ある程度素案、たたき台として変更原案、これはどういったものが組合わせができるのかということで、たたき台素案のような形で出して、地権者とも話をするきっかけというか、全く眠った状態になっているので、だよりも出ないというようなところなので、この分は3月に終わっていると思うので、この変更原案は地権者には提示してもらいたいと思うんですが、出せませんか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）先ほど町長が述べたように、まだ最終的な県・国との調整が済んでおりません。その時点で出すというのは非常に難しいものと考えております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）昨日も桑原議員の方からありましたように、17年のこのときから途絶えているわけなんですよね。私たちは平成2年からやってどうのこうのとやっているわけですね。私も推進協でやりましたし。それで、もう駅前の所長さんもたくさんかわりました。永海所長から青木所長も、それから今の花本室長ですか、たくさんかわりましたけ

れども、簡単なものではないんですよ。亡くなられた方もおられますし、まちづくりを楽しみにしながら亡くなられた方もおりますし、それから、16年もたってかなり奥深いものがあるわけなんですよ。それで、全くはっきりしなければということはわからないことはないんですけども、ある程度たたき台のような感じでこの原案のあれは出していかなければ、何らとまっているというような感じが非常に、16年目の地権者の思いもあわせて言いますと、とまっているという感じが強いので、説明会もないですし、資料か、こういう流れですよというのを一度出してもらいたいと思うんですけども、どうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）何度催促されても、これは現時点では出す段階になっておりません。

出す段階になったらいち早く皆さんに理解をいただくようにまた案内をして協議いただきたい、こういうように考えております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）中で一生懸命ということで、トップの折衝とかいろいろあると思うんですけども、私も先ほど言いましたように、この間、県へ行ったときに、いいように変更して、海田町さんの意向に合うような形でやっていきたいということだったので、やはり無礼講というか、ある程度こっちの思いをどんどんどんどんあれして、こうしてください、ああしてくださいということを国や県にも言って調整をして、何とか、変更自体は2年目に今年は入りますから、やっぱりということで、地権者の方々に会って話をしここへ来るわけですけども、やってもらいたいと。やるということだったから協力してきたので、やってもらいたいということで。それで、やらないならもう完全に白紙撤回というか、自由にフリーにしてもらいたいという意見がやっぱり地権者の方々も厳しいんですよ。説明会ないし、またこれは1年同じような経過をたどって来年の3月に未執行、執行残、補正で上がってくるようじゃ情けないので、結局ある程度、4月から5月、6月に入りましたけれども、夏とか区切って説明会とか、素案かたたき台のような図面を皆さんに提示できるとかというのをある程度、ずっと時間がたって16年目、17と、時間が本当に経過しているだけなので、ある程度時期を見て、こういう感じでというのをもっと具体的にというか、言えませんか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）これは何度言っても、出せるものでしたらすぐ出したいんです。しか



しながら、この変更を含めて慎重に持っていかないと、簡単にやっておってまた変更ということもなかなか難しいですから、慎重を期して、できるだけ早くこれはさせていただきたい、こういうように考えております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それから、西街区のことを言いますけれども、制限を解くためには新たなまちづくり計画が条件ということが昨日の桑原議員の質問の中で出てきましたけれども、要するに事業計画の決定の網がかかっている。その前に区域の都市計画の決定の網がかかっているということで、今はどうにもならないわけですね。建替えも思い切った建替えはできませんしということで。この西街区の制限を解くために新たなまちづくり計画が条件ということなら、なおさら1つ、西街区は西街区でまちづくりの、今の真ん中の坂を下っての道路を拡張するとかというのも聞くんですけども、ある程度たたき台のようなもので、どういったものが考えられるとかというものを地権者の方々にも提示していったって、それで話をするというような形でないと。それから、まちづくり計画が条件と言うんだったらなおさら、途中でも言いましたけれども、ワークショップをやって、西街区は西街区でどういったものが希望なのか、要望なのか、これはワークショップとか、それから、前は、駅前の時代にはまちづくりの人がラウンドしていたんですね、地権者の家を。今は全然していないと思うんですね。そういうこともあって、ワークショップでもやって、どういう要望があるかを早急に西街区はしていただきたいと思うんですけども、ワークショップは開催できませんか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）西街区のまちづくりにつきましては、地元の方々と一緒に話し合っ  
てまちをつくるということで、ワークショップ等、手法についてはまた検討いたしますけれども、皆さんとそういうふうな方向で進んでまちづくりを行いたいと思っております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）ワークショップなんかはできると思うんです。2名、室長と専従についておるわけですから。仕事が遠ざかって、熱も薄れてきているように思うんですね。やっぱりこちらへ帰って……。前は割と頻繁に地権者のところをラウンドしていました。地権者のラウンドするようなところは大事なんですね、区画整理とかまちづくりとかということで。1つは、やっぱりある程度、6月になっていきますけれども、計画を立てて、西街区と言いますけれども、地権者との接触並びにこういう意向でということで、2年

目ですから、適当な間隔で私も取り上げているんですけども、本当にナシのつぶてというか、桑原議員も言われましたけれども、音さたなしということなので。よその地域とかを見ますと、広島の前も来ていますし、やっているの、ある程度計画を立てての地権者とのあれというのを立てる気はどうか、スケジュールは。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）今盛んにご指摘の部分につきましては、一言で申しますと、まだその段階に行っていないということでございまして、今、県の方と何を協議しておるか申しますと、3.8ヘクの西地区、これにつきましては全く白紙にするわけには、もう計画決定を打っておる以上はできないということで、新たな、駅前にふさわしいまちづくり計画が必要であるということでございます。それには、今、議員がご指摘なされたような、中央に走ります道路、これは道路ですから、線的な整備、そういうもの中心でなくて、面整備も含めた、一軒一軒お住まいでございまして、そういうものも含めた要素も加味しようと。そういうことが条件にいろいろついてまいります。議員の皆様が県・国へ行かれますと、口当たりのいいことで表現されるんですが、いざ実際に事務の協議となりますと、これは計画でございまして、理想を追求いたします。そういう中で、これはどうか、これはどうかという一点一点詰めに入っております。そういう中で、もう少しすると、これでいってみようかということの県の答えが出るのではないかと、ある程度の手ごたえはつかんでおりますが、これも最終的に協議結果が出てまいらなければわからないということでございまして、その素案すらもまだ固まっていないという状況でございまして、その素案ができましたら地元の方に当然、これは地元の方のお考えが主体となる事業で考えておりますので、当然地元に出向いてまいって、いろいろ話し合いの中で、面整備とか線の整備、そういうものを兼ね備えた具体的な施策を、それじゃ、どうするのかということで計画を煮詰めてまいりたい。ですから、もうしばらく待っていただきたい、こうお願いしておるわけです。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）とにかくてきぱきと、やっぱり生きている間が花なんですね。平成2年から相当亡くなられた方がおられます。それで今般、小金井へ、東京なんです、行ってきたんです。小金井はちょうど今、三鷹から立川まで高架、小金井市は小金井市で武蔵小金井の駅前の3.5ヘクぐらいでやっているわけです。高架を今やっていますけれども、小金井の駅前の地権者は100何人おるんですけども、地権者は181人、土地所有者が109

名、借地権者が28名、借家権者が44名、181名地権者があって、今、第1種の市街地の再開発事業でやっているんですけれども、これは時間的なものを見ますと、平成6年5月の都市計画決定の告示で事業認可が平成7年11月で、11年3月には、駅前の方ですけれども、工事を着手してやっているという……。済みません、これは高架の方でいうことで。こちら今スケジュールとあわせて平成22年ぐらいはもう完了すると言っておりましたので、やっぱりやっているところは大きなところでもやっていますので、こういうのも参考にしてもう1度息吹というものを感じてやっていただきたいと思います。それで、区画整理に関してはやはり地権者との折衝を持っていただきたいということを要望して、次に行きます。

それで、収納率の向上ということで、この前、新聞にも出まして、それで、先ほども言いましたように、19年度から税源移譲がありまして、滞納が即減収になるということで、先ほど質問で言いましたとおりということなので。それで、この前、県の会議もあったようですし、それから、大竹の事例が新聞に出ておりました。それで、いろいろ滞納があった場合ということで、まず、今、海田町の町税の方が16年度で94.1だと思うんですけれども、町税の方の94.1、割と、熊野町の方にも行きましたら、まだ海田町さんはいい方だということだったんですが、町税のまず94.1、これをどれぐらいまで押し上げて、先ほど答弁があったんですけれども、94.1から95.0とか、行革の折で、押し上げるとやっぱりかなり楽になると思うんですけれども、この目標値94.1から95ないしそれ以上、今どのように設定されておりますか。

○議長（原田）税務課長。

○税務課長（朝倉）95.1以上には上げていきたいという設定をしております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）95.1、1%上がりますと相当な金額で、その7番目の行革なんかでも楽になって、健全化計画にも入っていますけれども、1%上がるとかなり楽になると思います。それで、大竹の取り組みなんかを見ますと、大分厳しい取り組みをしているようなんですけれども、今回、収税対策室として新しくできまして、町税並びに健康保険税の滞納関係を専門に扱うということで、国税のOBの方もちゃんと来ていらっしゃいました。ということで、今、5名体制ということであるんですけれども、改めてこれから、特捜班といえば特捜班ができたと言えると思うので、まず、私はこれで調査していく中で現年分がやっぱり勝負だと思うんですよね。繰り越し、繰り越しになると、やはり滞

納、滞納になってということになるので、まず、私も4回、期間が5月、7月とあるので、現年分を滞納がというか、秋口から、新しく次年度になって年度内に生じてきた場合に、現年度分のまず督促とかそういうのはどういう順序でやられておりますか。

○議長（原田）収税対策室長。

○収税対策室長（細川）督促の場合は納期限後20日以内に、例えば今年度でございますが、固定資産税と軽自動車税について5月31日が納期なものでございますから、納期限後20日以内、ですから、6月20日以内、6月19日ぐらいをめどに督促状を発送いたします。催告書につきましてはそれから1カ月過ぎましたところに催告書を発送することにしております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）現年度分で1カ月で催告書で、その後はどういうあれを考えておられますか。

○議長（原田）収税対策室長。

○収税対策室長（細川）催告書につきましては随時に年末とか出納閉鎖期間中に発送しますし、滞納繰越分についても随時に発送して納税を促すような措置をとっております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それと、次は滞納繰り越し分、これも大竹の取り組みが盛んにいい例としてこの前も載っておりましたけれども、現在、海田町で繰り越し分に関しての催告、順序を何段階ぐらいでやっていらっしゃるか、それをお聞きます。

○議長（原田）収税対策室長。

○収税対策室長（細川）まず最初に、先ほど申しました催告書を随時に発送し、滞納されている方から連絡があったりしたときにこちらにおいていただいたりして分納計画書を提出していただくと。その分納計画書が履行されない場合は差し押さえ予告書を発送し、連絡等がない場合は実際に不動産とか預金とかを調査して、最終的に滞納処分を実施するというところでございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それで、質問の5番目に出しておりますように、極端なものに関して、悪質並びに高額滞納者というのがおると思うんです。それで、悪質・高額滞納者、事例で見ましたら、やっぱり100万を超えて200万、300万とかかなりの高額滞納者がいるということなんですけれども、今、最高と言うたらおかしいんですけれども、個人で最高ど

れぐらいの滞納があつて、そういう高額並びに悪質な滞納者に対してはどのように対応していますか。

○議長（原田）収税対策室長。

○収税対策室長（細川）滞納整理組合当時から累積で滞納額が増えている方がいらっしまし、総額で1,000万は超えております。その方については不動産の差し押さえを実施しておりますし、随時折衝をしております。ただし、不動産等の差し押さえについてはなかなか換価、要するに競売処分等が実施されないものですから、そのままの状態にはなっておりますが、折衝について強化をしております中で分納についてはある程度お約束を守っていただいている状態でございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）大竹の事例で言えば、未納のお知らせ、次が警告、その次が差し押さえ予告、最終通告、それから特別通知。色にして、警告が黄色、差し押さえ予告が橙、最終通告が赤ということで、最後通告という感じで、これから収税対策室ができましたから、かなり機動力、機動性も発揮されると思うんですけれども、やっぱり収税率が上がりますと、行革との絡みがあつて楽になりますということで、何よりも取り上げましたのは税負担の公平の確保。まじめに納税しておる者がばかを見るようなことだったらいけないと思うんですよね。税負担の公平、皆さん90%以上ほとんどは払っているのに、その10%、何%かが滞納しておる。公平でこれは徴収をしなきゃいけない。それから、税法の中にも市町の徴税吏員は滞納者の財産を差し押さえなければならない、そういう条文もはっきりあるんですね。もう1度、滞納の関係で、滞納をかなり現年でとにかく勝負をしてほしいということと、それから役割分担、これから収税対策室として改めて分担とか、厳しいあれでやられると思うんですけれども、どういう方向でやっていかれるつもりか、もう1度聞いておきます。

○議長（原田）収税対策室長。

○収税対策室長（細川）納期内納付の納税者の方を頭に浮かべながら、いろいろな状況で税金の納付が滞っている方を踏まえまして、悪質な滞納者は絶対に許さないという強い気持ちを持って滞納整理に当たってまいりたいと考えております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）今の決意でよろしく願いいたします。

それから、3番目、住民活動センターについてに行きます。今般、組織改正、機構改

革で、それでまちづくりのところで住民活動センターというものが初めてできまして、非常に私も喜んだんですね。喜んで、ちょうど自治会の方の総会もありましたし、活動センターの方へ電話してみたわけなんですけれども、組織の分担表の大きな分がありますね、縦書きの。仕事の分担ごとになっている分がありますけれども、仕事の分担表ではわかりにくいと思うんですね。住民活動センターの仕事の内容とまちづくり推進課の住民参画係の仕事の分担をもう少し具体的に出して書いていただきたいというところなんです、どうでしょうか。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）町の事務規則の中の事務の分担については、細かいところまでは書いておりません。基本的な部分のそれぞれの課、室の基本的な仕事の内容を書いておまして、これを変更するような予定はないわけなんですけれども、個々にまちづくり推進課、あるいは住民活動センターの細かい仕事の内容が知りたいという場合につきましては別に担当課の方で、こういう部分はやりますよということでのお知らせはできようかというふうに思います。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）住吉議員のところにもありましたけれども、住民参画係のところでは最後の2つのところで自治会コミュニティ、それから住民活動センターのところは住民活動団体育成及び連絡調整なんですよ。住民活動センターのところで、やはり住民活動団体で、その活動団体のどことどことどこどこを対象にしているとか、もうちょっと詳しい説明が、小学校区の連合会長に聞きましても、住民活動センターに行って話をして、本家本元は本町の住民参画係が握っているという話で、始まってまだ2カ月、3カ月で、はっきり言って混乱がありますので、その辺の区分けをもう1度徹底してもらいたいというところがありますけれども。

○議長（原田）まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（木原晴彦）各所属の事務につきましては3月の自治会長会議、また5月のやはり自治会長会議で詳しくご説明をさせていただいてはおります。まだできて間なしということで、かなり混乱といいますか、これはどちらへという問題は若干あると思います。もう1度周知徹底なり、また、防犯の関係も若干整理ができていない部分がありましたので、そういうところも各課協議の上で整理をして皆さんにご通知を申し上げて、混乱のないよう進めていきたいと思っています。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それで、3番目、活動センター等ができたときに私も、先ほども言いましたように、期待したので、やはり自治会の活動支援センター、前にコミュニティで質問をしたときもそうだったんですけれども、やはり単位自治会というのは任意の団体でということになるんですけれども、行政とのかかわりは非常に深いもので仕事をしておりまして、自治会関係がこの前の校区の総会、寄り合いがあったんですけれども、自治会長さんとかががたがたなんですね。11年連続して交代が見つからなくて、それで選考委員会をつくってもらったという自治会もありました。それから、ある自治会ではもう自治会会長が全部を賄うと。その補佐的な何とか部長とかは一切ないので、どうしようもないよというようなことで、それで、事務的なこととか、カウンセリングとか、事務的な支援が、やっぱり大変なんですね、家の中でやっているとかというようなことで。やはり単位自治会は任意の団体ではありますけれども、活動センターというものをちょうど駅前、ああいうところがいいと思うんですけれども、事務的な支援ですね、原稿をつくって刷ったりワープロを打ち込んだりとかということがあるので、みずからの手でやってもらおうということだったんですが、自治会の活動支援にも手を差し伸べていただきたいという思いが、現役自治会会長をしていますので、強いので、何らかのヘルプを、少しお手伝いもしてやっていただきたいという思いが非常に強いんですけれども、もう1度いかがでしょうか。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）自治会の活動につきましてはいろいろあろうかと思います。地域の実情によってうまく運営をしておられるところもございますし、いろいろ課題を抱えているところもあろうかと思います。ただ、原則的にはやはり自治会の事務については各自自治会で処理をしていただくというのが原則でございますので、例えばそういう原稿あたりを持ってきて住民活動センターで印刷をしてほしいということであれば、そういうサポートはできますけれども、決算の事業計画であるとか決算なんかの原稿を全部住民活動センターの方でやってくれというのは、やはり自治会の方でつくっていただいたものを我々の方でサポートをしていくということやっていきたい。それからもう一つは、そういうなかなか自治会の運営がうまくいかないところについてはまちづくり推進課なり住民活動センターにご相談いただければ、そういうふうにもうまくやっておられる自治会との交流をやっていただくような場も設けていきたいというふうに考えております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）カウンセリングとか相談とか、学校と一緒に、悩みとかを聞くという考えはあるということで、やっぱり単位自治会が最先端で大事な要素を占めていると思うんです。それで、4番目に書いておりますように、防災・防犯は待ったなしですね。防災でも東南海地震が起こると言われて、7月か8月にでも起こると言われておりますし、防犯はもう秋田の事件も起こって、栃木、茨城の事件も起こっていますし、待ったなしなので、交流を持ってカウンセリングもどんどんしていただきたいというぐあいに思います。今の部長のお話で、そういうのは乗るというように受けとめましたので、よろしく。単位自治会が生き生き活動しているということで、町政と連携、二言目には連携ということで、やっぱりうまくかみ合わなければ町の発展も何もないと思いますので、住民活動、自治会の方もよろしくということでお願いして、終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（原田）暫時休憩をいたします。再開は11時。

~~~~~○~~~~~

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。4番、西田議員。

○4番（西田）4番、西田です。大きく4つの質問をいたします。

まず、第1点目、計画的な財政運営の推進について。財政健全化計画や行財政改革大綱、行政改革実施計画との整合性を図りながら第3次海田町総合基本計画の後期計画が作成されています。この計画には、財政の健全化は不可欠なものを意味し、サービス改革やマネー改革を具体的に推進するためにもその指標をあらわす行政コストを示す必要があります。さらに、実施される事業に対しても事業別コストを示し、事業の健全化を図ることで具体的な改革が数値的にも理解されるものと思います。また、平成16年12月並びに平成17年2月の定例議会でこの財政の健全化を質問し、世代間の受益と負担の関係をあらわす指標であるプライマリーバランスの改善や行政コスト、事業別コストの指標に基づくサービスの評価を前向きに検討すると回答されました。このことを踏まえて次の質問をいたします。



1 点目、税収の現状と将来の見通しはどうか。

2 点目、バランスシートから見た財政健全化はどうか。

その 1 としまして、社会資本の整備の結果を示す有形固定資産のうち正味資産による整備の割合を見ることにより、これまでの世代によって既に負担されたものの割合（世代間負担比率）が示されますが、その評価と見通しはどうか。

その 2 としまして、歳入総額に対する資産の比率を計算することにより、ストックである資産の形成に何年分の歳入が充当されたかを見ることができる予算額対資産比率が示されますが、その評価と見通しはどうか。

次に 3 点目、行政活動は、将来の世代も利用できる資産形成だけではなく、人的サービスや給付サービスなど、資産形成につながらない当該年度の行政サービスも大きな比重を占めていますが、これらの活動に要する経費はバランスシートにはあらわれません。したがって、行政サービスの提供に当たり、町がどのような活動をしたかについての、資産形成につながらないコスト面の把握をするための行政コスト計算書の評価と見通しはどうか。

さらに、財政運営をより効率的なものにするため、事業別のコストや財源を試算する事業別コスト計算書がありますが、保育所、児童館、公民館、ごみ処理など、事業別コストの評価と見通しはどうか、お伺いいたします。

次に、大きく 2 番目としまして、町の借金についてお尋ねします。町の効率的な行政運営の推進に当たり、行政改革大綱などに示されているマネー改革を進められる中、金利上昇が予測される今日、町すべての借金の返済計画は重要な課題と考えられます。そこで、次の点を質問いたします。

1 点目、借金の借入先別現在高はどのようになっていますか。

2 点目、借入先別の返済計画はどのようになっていますか。

3 点目、金利が上昇した場合の借入先の変更や組みかえなど、返済計画はどのように考えられていますか、お尋ねします。

次に、大きく 3 点目、介護の予防と支援についてお伺いします。介護予防事業は、被保険者が要支援・要介護状態となることを防止し、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するとされています。この事業は介護保険事業計画の中に記載され、介護予防事業の見込み量やその確保のための方策などが整理されています。本町の介護保険料は、1 期、これは平成12年度から平成14年度まで3年間の年

平均 4 万 100 円で、2 期目は 4 万 5,800 円、前期比 14.2% アップされています。3 期目の今年度、平成 18 年度から平成 20 年度までですが、年平均が 5 万 4,900 円で、1 期目の前々期比 36.9% アップになっております。これを見ますと、1 年ごとに 6 年間で 6 % アップしているものでございます。前期比では 19.9% アップでした。この値上げは 1 期 3 年間の収支が均衡されるものと考えられますが、3 期目の今期からは介護支援の変更と介護予防の導入が図られることで支出の抑制につながるものと思われます。そこで、次の質問をいたします。

1 番目、介護予防事業で実施されるものは何か。

2 番目、介護予防事業の導入で収支はどのようなになるのか。

3 番目、介護保険事業の財政面の健全化を図るには、介護予防と介護支援の事業費バランスの比率はどの程度を考えられているのか。

4 番目、介護事業と介護予防事業の事業別のコストはどのようになっていますか。

5 番目、次期、これは 4 期目になると思いますが、平成 21 年から 23 年度までの介護保険事業計画とその実施計画はいつごろ策定されますか、お伺いします。

最後になりますが、大きく 4 点目、町内循環コミュニティバスの本運行への見通しについてお伺いします。第 3 次海田町総合基本計画の後期計画に示されている町内循環コミュニティバス運行事業に、今年度で 2 年間の実験運行を終了すると示されています。また、この実験運行の結果を踏まえて、平成 19 年度以降、本運行に移行するか否かの結論を出すとも示されています。このことを踏まえて次の質問をいたします。

1 点目、平成 19 年度の本運行への、本運行へ移行するか否かの主な理由と、それに向けての実施計画と予算編成の時期はいつごろか、お伺いします。

2 点目、本運行の目的、それから運行コスト並びに他の事業との関連をどのように考えられているか、お伺いします。

以上、大きく 4 点の質問をよろしくお願ひします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）西田議員の質問に対して答弁をいたします。

まず、計画的な財政運営の推進についての質問でありますが、1 点目の税収の現状と将来の見通しにつきましては、税収の現状ですが、近年の景気の低迷や地価の続落を受けて、税収は年々減少している状況であります。また、将来の見通しについてでございますが、町税の大きな柱である固定資産税については、地価が依然として下落傾向に

あることから、引続き固定資産税の減収が続くものと考えております。もう1本の大きな柱である町民税につきましては、景気回復の傾向が見られることや、平成19年度から、国からの税源移譲が始まることから、増加していくものと見込んでおります。そのため、税収全体としては緩やかな増収に転ずるものと見込んでおります。

2点目のバランスシートから見た財政健全化につきましては、ご案内のとおり、総務省方式のバランスシートは決算統計データをもとに作成いたしますので、平成16年度のバランスシートに基づき、お答えいたします。1番目の社会資本形成の世代間負担比率は、これまでの世代による負担比率が70%となっております。平成15年度の負担率が73%でしたので、3%の悪化となっております。悪化の理由は、海田町福祉センターの整備で多額の町債を発行したこと、交付税財源の不足を臨時財政対策債の発行により賄ったことなどによるものでございます。今後の見通しにつきましては、住民投票により単独町政でいくことが決定してから投資的経費の抑制を図っておりますので、改善していくものと見込んでおります。

2番目の予算額対資産比率は5.09年分となっております。平成15年度が4.37年分でしたので、0.72年分の増となっております。社会資本整備が大幅に進んだ結果となっておりますが、平成15年度は合併を前提として多額の基金の取り崩しと町債発行をしており、平成16年度と比べて12億円以上多い歳入合計となっておりますので、余り参考にならないと考えております。

3点目の事業別の行政コスト計算書につきましては、行政コスト計算書も決算統計データをもとに作成してまいります。現在、事業別予算を導入した平成17年度予算に係る決算統計の作業をしておりますので、決算統計作成後に事業別の行政コスト計算書にも取り組んでまいりたいと考えております。

町の借金についての質問でございますが、まず、1点目の平成17年度末の借入先別現在高につきましては、財政融資資金が61億5,385万円、郵政公社資金が30億7,488万円、公営企業金融公庫資金が24億7,201万円、広島県市町村振興協会資金が6億6,002万円、その他、銀行等の金融機関が6億2,324万円で、合計が129億8,400万円となっております。

2点目のそれぞれの返済計画につきましては、平成18年度の元利償還金の合計で、財政融資資金が5億1,086万円、郵政公社資金が3億2,321万円、公営企業金融公庫資金が2億1,639万円、広島県市町村振興協会資金が4,610万円、その他、銀行等の金融機関が5,105万円で、合わせて11億4,815万円と見込んでおりますが、今後、海田町福祉セン

ターの元金償還等が始まることから、平成20年度ごろには14億円程度まで増加するものと見込んでおります。なお、借入先別の返済額については、借入先を県で割り振りするため、平成18年度以降の割り振りがわかりませんので、計算できません。

3点目の借入先の変更や組みかえにつきましては、財政融資資金、郵政公社資金、公営企業金融公庫資金は借入先の変更は認められておりませんが、基本的には固定金利で借り入れておりますので、今後の金利上昇によるリスクはないものと考えております。また、借り入れ条件が10年ごとの利率見直しと定められている臨時財政対策債や減税補てん債につきましては、利率見直し時点であれば、補償金を支払わなくても繰り上げ償還が可能な制度となっていますので、上昇する利率と残高を考慮しながら繰り上げ償還も検討したいと考えております。

介護の予防と支援についての質問でございますが、介護予防事業につきましては、一般高齢者施策として水中健康教室、転倒予防教室、筋力向上トレーニング事業及びボランティア育成講座を実施しております。また、特定高齢者施策として特定高齢者把握事業、虚弱高齢者筋力向上トレーニング事業、栄養改善事業、口腔機能の向上及び看護師による定期的な訪問指導を実施してまいります。

2点目につきましては、介護予防事業を導入することにより、その効果として18年度から3カ年の給付費全体の伸び率を1%程度に抑えられるものと見込んでおります。

3点目の保険給付費に対する介護予防事業の比率は0.53%、介護支援事業の比率が2.19%となっております。

4点目のコスト計算につきましては、作成方法等を含め、研究してまいりたいと考えております。

5点目の次期事業計画策定の時期につきましては、平成21年度までには策定をしてまいります。

続きまして、町内循環コミュニティバスについての質問でございますが、まず、1点目の平成19年度、本運行に移行するか否かの主な理由につきましては、町民の皆様からの強い要望があることと、実験運行の実績及び運行に伴うランニングコストであると考えておりますが、循環バスは高齢者をはじめ多くの町民の皆様に喜んでいただける事業であると認識しておりますので、私としましてはぜひとも来年度、本運行に移行したいと考えております。また、行政報告でも申し上げましたとおり、8月からは東広島バイパスや大正町・南大正町を経由する新たなルートで実験運行を行う予定でありますので、

現行ルートと新たなルートの運行結果等を踏まえ、検討委員会で検討していただきながら、11月の予算編成時期までには町として本運行に向けた最終的な判断を行ってまいりたいと考えております。

2点目の本運行の目的でございますが、これまでどおり、公共施設利用者の利便性の向上と交通不便地域の解消、さらには高齢者や障害者等の交通弱者への支援を図ることを目的としているほか、交通手段を自家用車から公共交通機関への利用転換を促進することにより、交通事故防止及び環境負荷の改善に寄与するものと考えております。また、本運行に係るコストとしましては、現在の運行負担金に加え、バス停を設置する費用等が必要であると考えております。また、他事業との調整につきましては、現在、国の三位一体改革や県からの権限移譲に伴う影響がより具体的に明らかになりつつあるため、行政改革実施計画や財政健全化計画の見直し作業を行うとともに、それとあわせて後期計画の実施計画の策定作業を行っているところでございます。その中で財源を確保してまいりたいと考えております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）それでは、再質問をさせていただきます。下から順番に、町内循環コミュニティバスの本運行への見通しというので再質問させていただきます。今、本運行の理由を聞かせていただいたんですが、定性的にはそういった形の理由が現行として考えられると思います。実際にそれを実施されるときにやはりいろんな意味の批判が出る場合、要するにコストがよくかかるのではないかと、こういう問題は必ず出てくる問題だと思うんです。そういう意味で、バス運行にかかわっての事業のコスト計算というのはきっちりしておかないといけない。具体的には、例えば事業に係るコスト、今回の場合は多分委託という形になると思うんです。委託のコスト。それから、例えば使用料をいただければ、特定財源として本町に入ってきますよね。そういった特定財源。または、今回の実験運行で国のいろんな補助金をもらっていますが、本運行でも何か補助金がないかという調査・研究、そういったものも必要になってきますし、それと、その特定財源の中にやはり重要なのは受益者負担割合、こういうものはきっちり数値的に出して皆様に説明していく必要があると思います。それと、最後の一番大きいのは、一般財源からの充当費ですね。そういう意味で、これらを踏まえたときにきちっとした形の事業別のコスト計算を出して、町民の方に理解を求めるといふことが必要だというふうに考えるんですが、今説明しましたように、具体的にある程度もし出るのであれば、事業別コスト

とか特定財源とか、それから受益者負担割合とか、一般会計からどのくらい拠出するような予測が出るのか、そこら辺のところの具体的な数値がもし出れば、説明をお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今ご指摘いただきましたことをすべて網羅しないとある程度最終的な判断はできない、こういうふうに思っていますし、今現在実験運行をやっていますが、やっぱり我々も何回か乗ったり、町民の方と、自治会とか公衛協とかいろんな方の話を聞いたり、我々の持ち出しが、財源がどうかということも含めて、委員会もありますので、それらも含めて検討をして、早いうちに結果を出したい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）早いうちに結果を出してもらうのはいいんですが、1年間まず実験運行をしていますよね。そのときに、実験運行の場合は安全対策費で国の補助を受けているから、そういったコスト面のものがある程度クリアできていると思うんですが、現状をその1年、今年度に入ってもある程度そういう収入が変わってきたというふうなことを行政報告の方でされましたよね。そこらを踏まえてもう少し具体的に踏み込んで説明ができませんか。お願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今そういう資料を、毎月統計をとったり、現在どういうふうな活躍をしていただいておりますという活動とか、今おっしゃったような、芸陽バスとの問題も含めて、本運行にした場合どうしたらコストが安くつくか等につきまして、いましばらく、今年度実験運行が済んだ時点ぐらいまでには結論が出せる状態にしたいと思います。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）だから、そこらの話が実験運行が済んでから出されたのでは、本運行にもう取りかからないといけないと。先ほど11月の予算編成に間に合わせたいというふうに言われましたので、そこらの裏づけがやっぱりきちっとして我々議会の方に説明されないと、なかなか議決を判断するのに難しいというふうに思うので、今回6月議会でこういう形のものを出させてもらっているわけです。だから、もう1度聞きますが、事業別、要するに委託費がどのくらいで、特定財源と言われるような使用料がどのくらいを想定して、それで受益者負担割合がどのくらいになって、一般財源からどのくらい出してい

くか、そこら辺をもう少し踏み込んで説明をお願いします。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）現在、特定財源について国と協議を行っております。具体的にはバス停の設置等について補助金が出る可能性もあるとの情報を得ておりますので、そこらの額等も確定して、それから他市町との経費の比較等も行って、今度の予算編成時期までにはそういうコスト的なものをきっちり出していきたいと考えております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）一般財源から拠出する割合がどの程度かというのはある程度予測がつかないですか。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）今は、先ほどご質問いただいたように、国からの補助金が約2分の1出ておりますので、一般財源は運行負担金の半額程度で済むんですけども、今後、先ほど言いましたように、特定財源が今から確定してまいりますので、そこらを見て一般財源の負担割合を出していきたいと思っております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）何回も聞いてもあれでしょうから、出にくいという話なので。予算編成時期は11月ごろですから、それよりも前ぐらいにはある程度のそういう数値的なもの、数値目標、こういうのが出てくるんでしょうか。お願いします。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）予算編成時期までには出していきたいと考えております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）議会の方へ説明していただくということですか。出すというのはどういう意味でしょうか。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）議会の方へもご説明させていただきたいと思います。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）じゃ、先ほど町長さんが言われたように、11月の予算編成を含めて、基本的には本運行に進めていきたいというふうに考えられておるので、やはりそういった説明をしっかりとさせていただかないと、我々の判断も、町民の方々も利用される方としない方とが当然ありますから、そういった意味でそういう批判を受けないように、できる

だけきちっとした形で数値を出されて説明をお願いしたいというふうに思います。

次に、戻りまして3番目の介護予防と支援についての再質問なんですが、先ほど介護支援の方と介護予防の方の割合を示されたんですが、その前の税収がどのようになるかというのをお聞きしたときに、税収はちょっと伸びるかなというような言い方をされたと思うんですが、収入が非常に少ない中に、ここの介護保険のアップ率が非常に目につくんです。そのパーセンテージじゃなくて額ですね、例えば介護支援と予防の方の額、それから多分、今お聞きする範囲では、昨日からの2%というふうな目標があったみたいなんですが、それを超えているというふうな状況にあると思うんです。海田町がある程度オプションをつけてそういったものの施策をやられていると思うんですが、そのオーバー分の額がどのくらいなものか、その点をお願いします。

○議長（原田）高齡福祉課長。

○高齡福祉課長（加藤）市町村が行う介護予防事業の地域支援事業でございますが、これに充てる費用は18年度で保険給付費の2%、これが上限になっております。この内容としましては、介護予防事業費として653万4,000円、あとの包括的または任意的な事業として2,731万8,000円、合計で3,385万2,000円ですが、そのうち補助対象額として2,486万7,000円でございますので、このパーセントとしては2.72%となりますので、2%を超えています0.72%、額で言いますと877万5,000円が一般会計からの繰入れとなります。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）こういう流れを見ますと、行財政改革をやりながら、片方はいっぱいお金が出ていっているわけですね。だから、こういったところをきちっと数字を見ていかないと、具体的にどの部門を落としたらいいのか、どの部門を逆に強化していかないといけないとかというようなことがやっぱり必要になってくると思うんです。今私はこの介護保険に関して質問させてもらっていますが、そのほかの事業も当然一般会計に負担をかけているようなものの額をきっちり今から、細かいことですが、出して行って、そういった中の精査をしながら行財政改革を進めていかないといけないというふうに思います。もう1度言っておきますが、1年ごとに6%アップというような現況なんですよ。消費税なんかは5%ですよ。これは固定なんです。それよりも多いような額がどんどんどんどん上がっていったり、そして、そういった負担が皆様にかかっているというような状況にあるわけなので、やはりこれを抑制していかないといけないと思いますが、その辺は同感のような発言が出ておりますが、特効薬はないかもわかりませんが、具体的



に何か二、三言えるものがあれば、お願いします。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）このたびの介護保険事業計画の中で書かれているとおり、今年度からこの3年間にいろいろな事業をやっておりますけれども、非常に特効薬はない状況でございまして、今日の新聞だったですかね、この今年度が介護給付費が6兆6,000億円、これが平成25年には17兆ということで、11兆増えてくるというような状況でございまして。介護給付費、いわゆる利用される方がいかに健康になるかという施策を展開する必要があると思いますので、今年度は特に筋力パワーアップのいろいろ事業をやっておりますけれども、プラス何らかの、今度は認知症にならないような方の対策、あるいはそのテスト的なものとか、もろもろな事業を展開しながら介護給付費を抑制する努力が必要かと思っておりますけれども、これにつきましては具体的に19年度以降の予算編成の中でできるものであれば盛り込んでいきたいというふうに考えております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）今説明を受けたんですが、国の方の試算がそういう形で出てきているということは、基本的には町の方にもそういった形でかかってきますし、個人負担はそうのように上がっていくんでしょう。だから、何らかの具体的対策を、今細かく説明されたけれども、みんながいろんな知恵を出しながらどんどんそういった高齢者に対する介護のこと、具体的には認知症も含めて、今からいろんな方法を検討していただきたいというふうに思います。

じゃ、その次に2番目に戻りまして、町の借金についての再質問をさせていただきます。先ほどの状況の説明は、これは特別会計の水道の方は入っておりますか。入っていないですか。じゃ、その水道の方の説明をお願いしますか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）ただいま町長の答弁に出てきました数字は一般会計分の数字でございます。一般会計、公共下水道事業特別会計及び水道の企業会計を合わせた町全体での平成17年度末の借入先現在高につきましては、財政融資資金が87億3,826万4,000円、郵政公社資金が70億54万円、公営企業金融公庫資金が68億8,569万9,000円、広島県市町村振興協会資金が6億6,002万円、その他、銀行等の金融機関が7億304万円で、合計が236億8,756万3,000円となっています。それぞれの返済計画につきましては、平成18年度の元利償還金の合計で、財政融資資金が7億9,816万6,000円、郵政公社資金が4億8,326

万円、公営企業金融公庫資金が５億４,５５１万６,０００円、広島県市町村振興協会資金が４,６１０万円、その他、銀行等の金融機関が５,２１５万円で、合わせて１９億２,５１９万２,０００円と見込んでおります。

○議長（原田）西田議員。

○４番（西田）今説明を受けた、借金に対しての元利返済、利息だけでどのくらいになりますか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）元利で出しておりますので、利息だけというのは、今、手持ちの資料がございませんので、後で報告させていただきます。

○議長（原田）西田議員。

○４番（西田）利息が出ないとなかなか質問しにくいんですが、総額でもわからないですか。総額の中から利息分がどのくらいかというのは。個別はよろしいですよ。総額で。全体の元利返済の中の利息分だけ。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）一般会計の利息分につきましては、１８年度当初予算ベースで２億６,４６５万６,０００円でございます。

○議長（原田）西田議員。

○４番（西田）数字が出てきてほっとしたんですが、利息で２億何ぼ払っているんですね。先ほどの一例を出す意味でお聞きしたのが、介護予防の方で一般会計から８７７万拠出されているということなんですね。この額があまりにも大きいので、私はなかなかつかみにくいんですが、片方が８００何ぼやっっていながら、トンネルのように２億何ぼと。実際は３億を超えておるんじゃないかと思いますね、水道会計を含めると。そういうものが、うちに実際に法人税が約３億ぐらいですか、それが入ったものがそのまま利息にどんと流れておるんですね、現状としては。ここらを少し組みかえをするとか、いろんな研究をすることによって、先ほどの介護の方のオーバー分、１７兆ぐらいになるという、随分上がっていくような介護のことなんですけれども、そこら辺での逆に特別基金とか、そういった意味での持っていく方、そういったものがやはり借金一つとっても、工夫することによって随分効率化が図れるというふうに思うんですが、あれはもう少し細かく、昨日あった公社の分なんかもそうですが、全然利息がつかないような預金をしておるような状況もあるわけです。見せていただいて、やっぱりもう少しきめ細かく預金部分と

か借金部分とか、そういったところをしていかないと、先ほどの介護なんかのオプション部分なんか全然出てこないような現状が生まれてくるわけですよ。税収を先ほど聞いたら、少しずつ増加していくような傾向ですよ。だったら、お聞きする範囲では、現状のサービスを維持するのが難しい現状を判断できるんですね。そういう意味で、繰り上げ償還しながら検討はしてみると言われておるんですが、数値的にどのぐらいか、目標を出してもらえんですか。お願いします。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）今ご指摘のように、そういった起債の残に対して当然利息がかかってくるという中で、これを有効的な支払い方法、いろいろ考えられるわけですが、1つの方法としては、今ご指摘の現在町が持っております基金、ここらあたりを果実運用ということで本来設けた基金が実際には果実がつかないというものもありまして、現在、財政の方にそうした部分の取り崩しをして、繰り上げ償還をした場合にどうなるかというようなことのシミュレーションをするように指示しておりまして、その作業中でございます。それと、前日ありました開発公社あたりの資金、これは解散すればそれをそういったことへの活用も考えられるわけで、あるいはご意見としては、そうだけじゃなしに住民のことを考えた公社の活用方策ということもあるわけございまして、そういったトータルのことを考え合わせながら、一番効率的な資金運用はどうか一番いいのかということについて今後検討を早急にしまして方向性を出していきたい。

それから、同じ質問の中で介護保険の一般会計からの八百数十万を持ち出しておるといふ点について、ちょっと気になりますので、お話をさせていただきますと、町が一般会計から介護予防事業に資金を持ち出して、それで介護になる方をとにかく抑制することによって給付費、サービスの量を低下させて法定負担分を少なくしていくということですから、町としては積極的なそういった財政運営のための一般持ち出しということで考えておりますので、その点をご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）今の点は理解しておるんですが、だから、そういった細かいものを出していくためにはいろんなところに工夫が要りますよということを私は言いたいので、やはり検討をすると言われているので、平成19年度の予算には今のようなことを踏まえて上程していただきたいというふうに思います。

じゃ、最後に1番目に戻りまして、計画的な財政運営の推進についての再質問なんで

すが、これが世代間の負担をかなり前から私は言っているんですが、出生率が1.25になったとこの前出ておりましたよね。2050年には高齢化率が40ぐらいになるというようなことも言われております。今17か16かぐらいでしょうかね。要するに、後送りしておくと、これが全部その時代の人がいどんな意味で創意工夫を逆にできるような状況ではなくてくるような感じがしますよね。そういう意味で、そういったところの具体的な数値が、ボリュームだけじゃなくて年々減っていく、逆に言えば、負担をかけないようにしていくとかというのをできるだけ具体的な数値をもって住民の方々に説明していただける。一例をそこへ挙げてみたんですが、指標を出させてもらったんですが、そういった指標に基づいた数値で具体的に説明していただくと住民の方も理解しやすいんじゃないかというふうに思いますので、そこら辺、世代間だけじゃなくて予算がどれだけ資本に組み入れられているとか、その中に別に資本にならずに逆にサービスの方、1年間のサービスとして行われているか、そういったものをできるだけ住民の方に説明していただくことが行政改革につながるし、財政改革にもつながると思うんです。だから、その点、今、17年度の決算が出ないとなかなか出にくいというふうに。これは前に質問してからやっと動いてもらってできておるんですが、今後そこでもう少し細かくいろんな指標がありますので、そういったものを研究されて出していかれる姿勢があるかどうか、お願いします。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）今ご指摘の件につきましては、昨日もご答弁申し上げましたけれども、行政評価制度の中で特に事務事業の見直しの評価制度を導入することにしておりますので、その中で、今ご指摘のような具体的な指標をお示ししながら住民の方に、どういった事業が必要で、どういった事業があれかというふうなことはお示しできるとうふうに考えております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）その指標の中で特に忘れてはいけないのは事業別コスト、要するに、いろんな事業があると思いますから、その事業ごとにやはりコスト計算を出されて、それがどのようなものに活用されているか、特定財源はどういうものがあって、補助金をどのぐらい受けて、住民の方に負担割合がどのくらいになっておるか、受益者負担がどうなっているか、こういうものを事業別に細かく出していただきたいと思うんですが、そこら辺は検討に入っているんですか。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）事務事業評価制度の中にはそういった行政コストも含まれたもので指標を出すというふうに考えております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）町長さんがいつも、今回の行政報告等も踏まえて説明をされた中に、自主自立とかいろんな4つの改革なんかをやられていますね。やはり自主自立、それから、ハードからソフトというようなことも言われております。そういうのをやっていく場合には必ず住民の方へ説明責任があると思うんです。その説明責任を果たす意味ではいろんな指標があります。私も今回ここへ上げさせてもらっているのは、行政コストとか事業別コストとか、こういうものを出させてもらっているんですが、今までの会計はどちらかというと現金会計ですよ、行政というのは。もう少しいろんな成果とか目標値を立てながら実際にやっていくような企業会計というんですか、そういったものをある程度入れていく意味にも、こういった事業別コストとか行政コストというのは必要になってくると思いますので、ぜひともそこら辺の蓄積、時系列的にきちっと並べてもらった蓄積をしていただいて、住民の方々に説明をしていただきたい、やはり自主自立、それからマネー改革とか、ハードからソフトと言われても、定性的なものは理解はできるんですが、定量的なものがある程度出てこないとな物事が判断できないんです。そこら辺は今後どういう姿勢で臨まれるか、これは最後、町長さんにお聞きしましょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確におっしゃるように、単独町政をやることに町民の賛同を得たことからこのことが始まったことでありますし、とにかくバランスを大事にオープンにして、皆さんが理解できるような行政を進めていきたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）税収も余り期待できるような状況もないですし、国から支援も期待できる状況じゃないですので、ぜひともそういういろんな知恵を出していただいて町運営をよろしくをお願いします。以上で終わります。

○議長（原田）暫時休憩をいたします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 48 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。5番、渡辺議員。

○5番（渡辺）5番、渡辺です。食育の推進について質問いたします。健康は人生のすべてではなくても、健康を失えばすべてを失いかねません。食育こそ高い配当が期待できる未来への健康投資で、かつ最良最善の予防医学であると言われています。しかし、現在は偏った栄養摂取や朝食の欠食率が高く、肥満などの生活習慣病の発症を招く要因とされています。特に、生活習慣病の低年齢化も問題になっており、子どものころから正しい食生活をいかに身につけるかが大きな課題で、食を通じて子どもの心身にわたる健全育成を目指す食育が注目されています。

1、昨年、食育基本法が成立し、自治体には食育推進基本計画を策定すること、食育推進に関する普及啓発を図るための運動を展開することなどが義務づけられました。家庭、学校、地域等を中心に食育に取り組むことが重要であります。本町における推進計画はどのようにお考えでしょうか。

2、昨年4月から設置されました栄養教諭制度は、学校の中核となって児童への食育指導や、さらに地域や保護者との連携をもとに各学校の食育推進計画を策定することが期待されています。この栄養教諭を小・中学校に配置されるお考えはありませんか。以上です。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）渡辺議員のご質問の1点目につきましては私から、2点目につきましては教育委員会から答弁いたします。

食育の推進についての質問でございますが、1点目の本町における食育推進計画につきましては、平成18年3月31日に決定されました国の食育推進基本計画に基づき、県では平成18年度から計画策定に向けて取り組みをされておられます。本町といたしましても、食は生きていくための基本で大切な問題だと認識していますので、県で作成される食育基本計画を基本とした食育推進基本計画の策定について検討してまいりたいと考えております。

2点目につきましては教育委員会から答弁をしますので、よろしくお願いします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）栄養教諭の配置についてお答えいたします。お尋ねの栄養教諭についま

しては広島県の教職員の身分になりますので、人事権は広島県にございまして、町にこの人事権はございませんので、本町でどうということはいたしかねます。それから、広島県の現在の状況なんですけれども、基本法が制定されてまだ日も浅いことから、広島市をはじめとする3市において栄養教諭の職務内容や食に関する指導体制づくりの実践と研究を目的にしたモデル事業を実施するなど、まだ調査・研究の段階でございます。

○議長（原田） 渡辺議員。

○5番（渡辺） 再質問をさせていただきます。まず、1点目ですが、この食育推進計画は今年18年度から22年度までの5年間に推進計画を作成し、実施するという目標値が示されております。先ほどの答弁で県の推進計画をもとに本町の政策をされるということでしたが、県が策定されましたら即、推進計画を本町でも策定に取り組まれるのでしょうか。またそして、その年度は何年度からの実施をお考えでしょうか。

○議長（原田） 保健センター所長。

○保健センター所長（岡田） まず、1点目の実施年度でございますけれども、基本計画法に基づきまして県の基本計画作成に基づいて市町村が策定するというふうになっておりますので、まず県の方ができましたら、それから内容については検討していくという形ですので、実施年度につきましては県の動向を考えながらやっていきたいというふうを考えております。

○議長（原田） 渡辺議員。

○5番（渡辺） この食育推進の目標値は9つの分野で数値が示されております。この目標値は県も市町村も全く同じです。そういうことから、町が先行して取り組むことも可能と思いますが、その辺の考えはどうお考えでしょうか。

○議長（原田） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田） この件につきましては、この7月の確か6日だと思いますけれども、国の方の説明会が、県と市町村の職員を対象とした研修会がございます。その中でその状況を踏まえながら、また県の動向を見ながらやっていく必要があると思いますので、その動向によって対応したいと考えております。

○議長（原田） 渡辺議員。

○5番（渡辺） 県の動向を見ながらということなんです、この9分野の目標値の中の第1点目が、食育に関心を持つ人の割合を現在の70%から90%に増やしていくということ

が示されておるんです。そういう意味からも、ひとつ関心を持ってこれに取り組んでいただきたいと思います。

次に、2番目の栄養教諭制度の配置の件ですが、先ほど県の教育委員会のことで、町では対応ができないというような答弁であったと思います。今の栄養教諭は全国的に見てもまだ始まったばかりで、余り進んでおりません。東京都がやっておりませんので、26道府県で302人ぐらいの人が配置されているそうですが、広島県はまだ配置されておられません。しかし、なかなかこの資格を持った人が少ないといえますか、そういうこともありまして、この制度としては現職の学校栄養職員というのがおられますね。この学校栄養職員は一定の在職経験と、それから県教育委員会が実施する講習において所定の単位を修得することにより栄養教諭免状を取得できるよう処置が講じられております。そういったことから、県の教育委員会が開催しているこの教諭資格取得支援の育成講座というのが、夏期講座ですか、あるようなので、やはり本町においてもひとつ学校栄養職員を受講させて、そして栄養教諭の資格を取得するように積極的に取り組むお考えはないでしょうか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）渡辺議員はよくご存じなのであれなんですか、昨年から県も講習会を開いております。昨年からも私の方も、基本法が公布されて本町の栄養職員、月に1回はミーティングを行いながら食育の給食等のことについて研さんを深めております。去年からこの資格養成講座に、県職が1人おりますが、県職1人と町職の3人の栄養士もすべてこれに参加いたしまして、既に資格を取る講習は終えております。県が免許証を出していただければすぐスタートできるという段階には来ております。県が免許を出す出さんにかかわらず、食育基本法の趣旨に則って日々の食育を進めるようにという指令は昨年からも出しております。

○議長（原田）次に参ります。10番、宮坂議員。

○10番（宮坂）10番、宮坂です。1点のみお願いします。カープ新球場建設に海田町からも支援金をということで、中四国地方での唯一のプロ野球球団、広島カープが本拠地とする広島市民球場に代わる新球場の建設計画が広島市より発表されております。諸事情により建設企業体や事業計画も決定されてはおりませんが、新球場の建設だけで90億円を予定とする大きなプロジェクトとなっております。この事業は、私が思うに、広島市だけの問題ではないと思われます。現に広島県も支援を表明しておりますし、国土交



通省もまちづくり交付金や各種の補助事業で支援すると言っておられます。また、経済界や市民団体はたる募金での支援活動を行っております。広島カープの試合の観戦には多くの町民も足を運んでおります。また、大下・三村選手が生まれ育ったまちでもあり、野球熱も熱いこの海田町が新球場に寄附金なり支援金を贈るとしても、私は町民感情を害すことはないと思われまし、むしろよくやったという声の方が大きいかもしれないと考えております。事務組合を設立して負担割合を定めるといった手法をとることなく、今から近隣自治体同士が協力し合って事業を進めるという新しい広域連携のモデルケースにもなるのではないかとおもわれます。町民各位の自主的な募金活動に期待するという答弁が来そうで、もう既に書いているんですけども、そうではなく、海田町として積極的な支援をするべきだと思いますが、どうでしょうか、お伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）宮坂議員の質問に対して答弁をいたします。広島市が建設される新球場に海田町からも支援金を出してはどうかとの質問でございますが、地方公共団体は地方自治法第232条の2で、公益上必要がある場合においては寄附または補助することができる定められておりますが、県や他の地方公共団体に対して寄附または補助をする場合には自己に財政上余裕がある場合に限られ、その場合でも公益の程度、弊害の有無について慎重に調査すべきであるとされております。現在の本町の財政状況は、住民の皆様に協力を得ながら行財政改革に取り組まなければならない状況でございますので、財政的な支援については今のところ考えておりません。

○議長（原田）宮坂議員。

○10番（宮坂）再質問させてもらいます。自治法上の232条の2項でさっき町長が言われた規定がありまして、一応法律上は寄附はできるという解釈でよろしいんですよね。ということで、あとは町長の気持ち次第と、それからあとは、町長がもしその気になられても、議会の方がこれはだめだということになれば、だめなのであって、まず町長の考え次第の部分があると思うんです。当然、先ほど申されましたように、財政上に余裕がある場合が第一の一番大きな条件であると私も認識しておりますけれども、ただ、当然海田町の財政状況が厳しいのは非常によくわかっております。ただ、投資的経費が全くゼロというわけではないんですよね。やはり必要な投資的経費は毎年工面されながらお金をつくっていらっしゃる。その中で、考えによってはこの、広島市民球場とは言いま

せん、カープの新球場の建設が私は考えようによっては工面してつくり出すに値する新しい事業じゃないかと思うんですけれども、町長の今の発言では今のところないと思うんですけれども、最初の質問で最後に申しましたように、これからは類似施設といえますか、よそのまち、近隣のあるところが同じようなものをつくるんじゃないくて、協力し合ってやっていくことが大事だと私は思っているんです。そういった面で、もし海田町の方から何なりかの支援金を出すということが出れば、これがかなりマスコミとかほかで取り上げられて、新しい1つのモデルというふうに私は考えたんです。それを考えた上で質問をさせてもらったんですけれども、あえて問いたいのが、答えは一緒かな、ですけれども、ただ、じゃ、もう1個言わせてください。これは合併問題でうちのまちが揺れたときなんですけれども、当時のパンフレットにこういったことが書いてあったと思うんです。広島市に合併した場合、広島市の施設を自分たちの施設として使うことができるというような確か文面があったと私は記憶しているんです。その言葉自体、私は非常におかしいとは思っています。ただ、そのことを今論議してもしょうがないんですけれども、こうやって幾らかの寄附金を出すことによって、自分たちもそれぞれの応分の寄附をしているということで、自分たちの施設としても使えるというような考えもできるんじゃないかと思うんですけれども、そういった考えはどうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今答弁しましたとおり、一番問題は、私がすると言っても、議会の方で反対されたら、またこれも今おっしゃるとおりでありますし、財政的に余裕があればというのが1つの条件的なものになると思うんですが、これも安芸郡4町でいろんなことで協議をしながら物を進めていきたいという考えを持っていますので、改めてその場にもこういう提案をして、安芸郡4町でこういう話はどうかということもやっていきたい、こういうふうに考えています。

○議長（原田）次に参ります。3番、岡田議員。

○3番（岡田）3番、岡田です。4点についてお伺いしたいと思います。

まず、住宅の耐震対策について。広島の2月議会で中小業者の仕事づくりと耐震対策のモデル事業として、住宅や店舗をリフォームする場合、工事費の1割10万円を限度に助成するリフォーム事業の創設を日本共産党の県会議員が質問しました。そのときに広島県の都市局長は、リフォーム事業の効果は認めるが、それは県ではなく市町で検討することが適切、国の耐震対策などの交付金制度を活用すると助言をしております。海田

町でそのような制度を利用して耐震対策を検討してはいかがでしょうか、お尋ねします。

2 番目に、介護保険料の減免制度の実現について。新しい介護保険制度で、介護施設からの退所、在宅サービスの制限にかかる人が出ていていると言われておりますが、海田町ではどのようなになっているのでしょうか。

1、経済的な理由で介護が受けられなくなった人が何人おられるのでしょうか。

2、介護保険料の徴収率はどのようなになっておりますか。年金より天引きされる人は100%だと思いますが、無年金者の徴収はどのようなになっておるのでしょうか。

3、施設からの退所やサービスの制限を受けた人は何人でしょうか。

また、年金が少ないお年寄りの中では、介護保険料を払って年金の手取り額が少なくなり、生活できない人も出ております。実態を調査し、町独自の減免制度などをつくるべきではありませんか、お尋ねいたします。

3 番目に、総合公園の施設の補修工事について。海田町総合公園は、小さな子どもたちからお年寄りまで家族そろって皆さんが利用でき、料金もかからず、大変喜ばれております。しかし、まだ工事の途中なのでしょうか、遊歩道の坂道に砂利が敷いてあるために、歩きにくく、グラウンドゴルフやゲートボールをされる皆さんが足を滑らせてしまうというふうな苦情を寄せられております。9月からは駐車料金もかかるようになります。この機会を利用して緊急の施設点検をし、より一層利用しやすいように整備すべきではないでしょうか。また、今後の工事計画はどのようなになっていきますか、お尋ねいたします。

4 番目、海田市駅利用者自治会剰余金について。海田市駅利用者自治会の剰余金については、当事者と話し合いをされたことと思いますが、その後どのようなになったのでしょうか、結果をお知らせください。また、剰余金がエレベーターの設置に使えばいいとか、駅前自転車自治会の会員だった人たちから関心を寄せられておられます。町の責任で結論を出せるようにすべきではないでしょうか。以上、お尋ねします。よろしく願いいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）岡田議員の質問に対して答弁をいたします。

まず、住宅の耐震対策についての質問でございますが、国の耐震対策交付金制度を利用して耐震対策を検討してはどうかとの質問でございますが、国の支援策につきましては町の負担が必要であり、これまでの議会でも答弁いたしましたとおり、民間の耐震補強

改修工事につきましては個人財産に係るものでございますので、現時点では所有者それぞれの判断により実施していただきたいと考えております。

続きまして、介護保険料の減免制度の実現についての質問でございますが、まず、1点目の経済的理由で介護が受けられなくなった方はおられません。

次に、2点目の介護保険料の収納率につきましては、平成17年度決算額での介護保険料全体の収納率は96.8%で、そのうち現年分は98.6%で、滞納繰り越し分が15.7%となっております。無年金者の収納率ですが、無年金者は年金額が年額18万円未満の普通徴収区分に分類され、社会保険庁からの年金受給者データに上がっていない方の中に含まれていますが、保険料算定における年金受給の有無については算定要件となっていないことから、無年金者の実態やその収納率の把握はしておりません。

次に、3点目の施設からの退所及びサービスの制限についてですが、介護度の認定区分が変更になったことに伴い、現在、施設に入所されている方で入所対象外となる方はおられません。また、現在利用されている福祉用具の貸与が対象外となる方が77名となっております。

次に、町独自の保険料減免制度につきましては、保険料負担区分の細分化により負担の軽減が図られており、独自の減免制度は考えておりません。

続きまして、総合公園の施設の補修工事についての質問でございますが、公園管理者として、公園内の施設等につきましては常に利用者の安全確保を第一に考えることは当然の務めであり、現在老朽化している施設や、危険が予測される箇所につきましては、必要に応じて修繕等を実施しているところでございます。ご質問の遊歩道につきましては、公園区域外であり、県の農林局による森林保安事業の管理道でございます。この事業は平成17年度から平成19年度の3カ年において行われる計画となっております。公園区域外での事業ではございますが、坂道で碎石を敷いた状態では来園者の歩行の安全を損なうことも予測されますので、今後の工事と並行して、指摘の部分の対応策について県と協議を行ってまいります。また、海田総合公園をより安全で快適にご利用いただくため、老朽化した園路や木さく等の修繕についても今年度中に行う予定としております。

続きまして、海田市駅利用者自治会剰余金についてのご質問でございますが、その後の状況につきましては、財産処分について適正に処理されますように機会あるごとに話をさせていただいています。今後も引き続きお話をさせていただく中で、寄附の申し出があれば、バリアフリー化への活用も視野に入れたと考えております。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）再質問をさせていただきます。1点目の耐震診断についてですけれども、なかなか個人のことで、できないと言われたんですけれども、これは県の方に取ってもらえたんでしょうか。こういう制度があるというのは多分あるわけですから、制度の紹介はしてくれると思うんですけれどもね。その場合に、この制度は国がお金を出すわけなんですよね。だから、別に町がお金を出すというふうな制度にはなっていないと思うんですけれども。その辺のところをお願いいたします。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）県の支援制度でございますが、議員が言われました支援制度につきましては地域住宅交付金事業という事業でございますが、これは住宅政策の推進を総合的に支援する制度でございますが、これにつきましても補助要件等いろいろございまして、交付要件としては地域住宅計画を作成し、提案事業と位置づけられたものとかというふうな形になっております。また、もう一つの国の支援事業でもあります耐震化の促進に関する法律に基づく補助事業もございます。これらにつきましてもいろいろ補助要件がございまして。そうした中でまた現在、県内においても実際にこういう支援をやっている団体がごく一部という中で、現在のところは難しいような状況でございます。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）先ほどの地域住宅交付金、これは国もこういうふうな制度があるからどんどん使ってくださいというふうに、積極的に使ってくれというふうなことを言っておるんですよね。それで多分県もその方針に従ってそういうことを言うておると思うんですけれども、それに対して町がやらないというのはどうも、こういうせっかく国の制度があって、20億円ぐらいの予算をつけているんですよね。それに対してそういうふうな制度を使わないというのは、それは皆さん喜ばれますから、どうもえらい消極的なような気がするんですけれども。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）そうした国の制度につきまして、今、建設課長がお答えしたとおりですが、例がそういった国の制度が100%補助であれば、これは当然市町村としても飛びついていきたい、そういう制度化していきたいわけなんですけれども、この100%補助というのはあり得ないわけございまして、20億円というのは、それは全国での国の予算であって、当然単町費が出てくるというような中で、総体的に考えて、先ほど町長が申しましたよう

に、個人の財産については現在のところ個人でそれは対応していただきたいという、こういう町の経済情勢でございますから、そういったことで当面はいかざるを得ないということでございます。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）町が全額というか、出すのではなくて、2分の1から3分の1は国の補助があると思うんです。あと残りはもちろんその申請をされた方が出すというふうになると思うんですが、それでいいと思うんです。それで、この事業というのは町がそういうふうな事業を進めますというふうな格好の中で行われる事業なんですよ。個人が申請をするという事業じゃないんですよ。町がそういう事業を進めますからという前提があって、それで利用できる制度というんですか、それは皆さん方、これはもう知っておられると思うんですけれども、いろいろな耐震の工法とか何とかというふうに使われるという格好になっておると思うんです。こういうことで、災害が起こったときにいかに災害を減らすか、こういうことが主眼なんですよ。だから、そういう立場であったら、やはりこういうふうなせつかくのいい制度があって、国もそういうふうな制度を進めておるわけですから、国や県も、そういう制度があるから、それを大いに活用してくださいというのがああると思うんです。だから、もう少しこの制度でもいろんな研究をして、そうしたらまだまだ使える方は多いと思うんです。それで、今回の議会の専決処分になりました、耐震補修をしたところは固定資産税が少し安くなるとか、そういうふうなものもセットにしたら、これはかなり広まると思うんです。今、広島県では実施したところは少ないと言われましたけれども、私はよくわからないんですけれども、呉市ぐらいじゃないかと思うんですけれども、でも、この制度は去年の10月から始まった制度だと思っんです。まだそんなに日はたっていないんですよ。そういう中でこういう制度をどんどん広めていく。せつかくいい制度があるわけですから、それを活用しないという方法はないと思うんですけれども、もう1度その辺をお願いいたします。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）議員ご指摘のように、現在、広島県が耐震改修促進計画というのを18年度に立てております。それに基づいて町村がそういう計画を立てていくということの中で、今言った耐震診断なり耐震の改修なりの補助、現時点では国が3分の1、市町村が3分の1、住宅所有者が3分の1というような資金の振り分けになっておりますけれども、その詳細が出てきた時点において町としても財政的なものを考慮しながら検討し

ていきたいと思っております。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）今、県の制度で住宅の耐震化を進めるというふうなことを言われましたけれども、これは多分国の制度でそういうふうになって、それが県におりてきたんだと思うんです。今の耐震化の目標というのは短期間に物すごく耐震しないと目標を達成できないというふうな数字だと思うんです。去年の、ここに国土交通省のそのときの委員会の議事録というか、それが今ごろはネットで簡単に取り出せるものですから、調べたんですけれども、そのときに、山本という住宅局長ですか、その方がかなり数字を詳しく言っていて、物すごい数字だということを思い出しておるんですけれども、そういうふうなことを実際に実現しようと思うとどんどんどんこういうふうな制度を活用していかなかったら、耐震補強というんですか、修繕というんですか、これはやはり築30年ぐらいたった住宅が一応これの対象になっておると思うんですけれども、なかなかそういうのもうまいぐあいに耐震ができのじゃないかと。それで、今至るところで結構大きな地震があるんですけれども、そういうふうなところで対応できないと。これがあつたから対応できるというものでもないんですけれども、やはりそういうふうな、いかに災害を最小限に減らすかという立場に立っていただいて、せつかく、何回も言うようなんですけれども、こういうふうな制度があるんですから、これをいろんな面で活用というのは研究をしたり、いろいろ活用できると思うんです。国土交通省もこういう制度があるからどんどん活用してくださいと言うておるわけですから、やはりもう少しこういうふうな制度を研究して活用ができないかというのをもう1度お願いいたします。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）まちづくりをしていく中で、国が持っておりますいろんな制度、国土交通省関係もありましょうし、福祉の関係もある、いろんな制度があるわけですが、町の方が町のまちづくりの推進の中で財源の許す範囲で今から進めていく、そういった中で、それではそういった財源の補てんとして国の施策がどういったものがあるか、そこらあたりの勘案をしながら、今から当然取捨選択をして事業を進めていくということになろうかと思えます。この耐震診断につきましては現在、町としてそれを進めるにこしたことはないと思うんですけれども、進めていく状態には今ないと。今後、こういった制度の中身についてはそれぞれの担当の方で当然研究をしていきますけれども、現在のところ、町の財政状況の中ではそういった制度を設けてやっていく余裕が今ないとい

うことで、当面この実施については見送らせていただくということでございます。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）何回も言うようなんですけれども、そんなにお金が物すごくかかるというふうな制度ではないと思うんですよね。ぜひともこれの検討をお願いいたします。

それと、介護保険のことなんですけれども、経済的に介護を受けられなくなった方はおられないということなんですけれども、その次の介護保険料のことなんですけれども、この4月に平均20%ぐらい上がったんですけれども、全国平均もそれぐらい上がっておるんですけれども、特にこの安芸郡4町でも大体同じような金額、坂町は据え置きみたいな、以前高くなって、このたびは上がらなかったんですけれども、同じような金額なんですけれども、この中で普通徴収というんですか、年金を払われる方はそれから天引きになるんですけれども、そうでない方がよく把握できないというふうなことだったんですけれども、無年金者の方というんですか、そういうふうな方そのものは町当局で把握されておるかどうかなというのをまず伺います。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）無年金者情報でございますけれども、先ほど町長の方からご答弁がありましたとおり、社会保険庁から年金情報が上がってきます。その中で年金として18万以上の方につきましてはそこで天引きできるということで、その情報が来るんですけれども、それ以下の方につきましては、いわゆる年金が18万以下の方、全く年金のない方、あるいは年金の支給停止になっている方、また、年金が何らかの担保に入っておられて、年金としては支給されますけれども、一たんはこれだけの年金が、ある以上は来るんですけれども、それは本人さんの口座に入ってもそれが使えない状況、いわゆる担保に入っている方等々ありまして、プラス、無申告の方もいらっしゃいますけれども、そういういろんなもろもろのことがありまして、すべての状況についてはあくまでも18万円以下の方については普通徴収ということでもありますので、年金を受けていらっしゃるか、いらっしゃらないか、要するにあくまでも介護保険料は所得、収入に応じての保険料を算定するというところでございますので、そういうことで、年金がどの程度、当然年金がたくさん受給されておりますと、それが介護保険料に反映しますけれども、年金の受給状況ではなく、あくまでも収入状況に応じて、5段階から6段階に変わっておりますけれども、そういうふうに収入に応じた保険料ということで、あえて国の方も介護保険制度自体もそこまでは想定したものでないというふうに理解しております。



○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）それでは、このたび、老年者控除とかいろんな控除がなくなって、収入は同じでも介護保険料が当然高くなってくるんですよね。そういう方の保険料、それは今までどおりと変わらないんですか、徴収率というか。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）徴収率につきましては今からでございますので、その状況はわかりませんが、あくまでもその方の介護保険料の算定、いわゆる所得階層によって変わってきますので、その区分に応じた保険料になってくるということでございますので、制度が変われば変わったような階層区分になってくるということでございます。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）年収が低い人、これらの方は普通徴収になるんですね、天引きじゃなくて。そういう方は今からどんどんどんどん、そういうふうなのが高くなりましたから、じわじわと滞納が増えてくると思うんですけれども、そういうふうなことが当然予想されるわけなんですよ。それは、今18万と言われましたけれども、年金が6万以下の人とか、それはまだまだ低い方は幾らでもおられますから、そういうふうな方が例えば滞納するということになったら、今度はサービスを受けようと思ったときになかなかそういうふうなサービスが受けられないということに制度上なってくるわけなんですよ。そういうふうなときのために町は何かこういう減免とかそういう制度ができないかというのをずっと言いよるわけなんですけれども、お金を払える方はそれはそれでいいんですけれども、そうでない方がおられるわけなんですよ。そういう方のための施策というか。やっぱり地方自治体の一番大きな目的というか、責務というんですか、これは福祉の増進ということになっているんですけれども、そういう観点から見て、それじゃ、こういう人たちはどうするのかということなんですけれども、そのこのところ、やっぱりこういうふうな、本当に本人さんが言ってこられたら減免をするとか、そういうふうな制度はつくらなきゃいけないと思うんです。ただ税の不公平がどうのこうのという形だけではこれはおさまらない問題だと思うんですけれども、その辺のところをお願いいたします。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）この介護保険制度、私がここで言うことではないんですけれども、あくまでも12年からこの介護保険制度、今まで措置制度から、いわゆる相互扶助に基づいて、所得の多い方、少ない方、すべての方が介護を受ける、何らかの介護に陥った方

を助ける扶助制度で始まったものでございます。そうした中では所得の多い方、少ない方、皆さんが一体になって制度をつくっていくというこの制度でございますので、これにつきましては今回19%余りの増額になっておりますけれども、非常に厳しい状況でありますけれども、相互扶助という観点から、保険料については現行の国が示しておる階層、6段階でもってやっていきたいというふうに考えております。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）私たちは、これは今まで国がこういうふうな扶助制度に対して50%ぐらい予算を組んでおったんですけれども、それがこの制度になって国が25%ぐらいに下がった、そういうところで保険料がぐっと上がってきた、そういうふうに考えておるんですけれどもね。本来だったらもう少し、国の今の25%を30%ぐらいに上げるとか、そういうふうにしたら保険料もいろいろとそんなに上げなくても済むという格好になると思うんですけれども。実際に払われていない方がおられるわけなんですよね。そういう方は町の徴収方法とかというものには物すごく不満を持っておられるんですよね。そういう方はやはり払われていないから、ずっと払われなくて、結局サービスを受けられないという方が実際に出てくるわけなんですよね。そういうときに、今のこの介護保険制度がそんなにまだまだ結構未整備というか、欠陥がかなり多い制度なんですけれども、そういうふうなときの対応というか、今言われましたけれども、やはり減免制度とかそういうふうなものにでも結構多くの自治体がどんどんそういうのを創設していますから、そういうふうな創設も全く全然考えんというふうなのじゃなくて、やはり考えるという立場に立たれませんか。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）介護保険料の増額につきましては、いわゆる保険給付費の増が主たる要因でございます。公費保険料なりは恐らく現段階でも50%・50%で、公費割合は50%だと思っております。滞納者関係でございますけれども、実際にいわゆる普通徴収の方、年額18万以下の年金ですから、非常に少ない方だろうと思っておりますけれども、これはさっき言いましたように、この制度自体が相互扶助の精神でございますので、そういう観点からは現段階では新たな減免制度を設けることは非常に困難と思っております。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）なかなかつくってもらえないということなんですけれども、前向きにお願いします。

それと、総合公園のことなんですけれども、先般行って何カ所か、皆さんもちろんご存じだと思うんですけれども、芝生というか、通路のところのゴムのマットみたいなのがはげたようなところが何カ所かあって、カラーコーンというんですか、三角形のが置いてあるということなんですけれども、その中で遊歩道というんですか、ここの砂利道のところなんですけれども、これは下から上を見たらそうでもないんですけれども、実際に上からおりてくるときなんか、砂利が敷いてあるのは悪いことじゃないんでしょうけれども、仕切りというか、横の棧みたいなもの、あれが余りないために、物すごく滑りやすいんですよ。結構ここはゲートボールとかへ行かれる方が、足腰が健康な方だったらいいんでしょうけれども、なかなか高齢者ということになったら足腰がおぼつかないと言うふうな、言葉は悪いんですけれども、そういう格好になっておるので、今、整備計画を進めると言われたんですけれども、これは早急をお願いしたいんです。雨が降ったりなんかしたときの後とかというのは、行ってみてもらったら皆さんわかると思うんですが、下へおりるときに結構危ないんですよ。そういう状況の中で、そんなに難しい工事じゃないと思うんですけれども、早急にできないかというのを。いろいろ県と相談してみるということだったんですけれども、町独自でも、お金の問題はあるといったしましても、緊急な工事というのはできるんじゃないかと思うんですけれども。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）この遊歩道と申されております道路のことですが、先ほど町長も申しましたように、これは公園の区域外の保安林の適正な管理ということに着目した県の事業による管理道でございます。ですから、公園の利用者の皆さんが、使っちゃいけないとは申しませんが、その目的で使用する遊歩道ではございません。それがまず第1点でございます。それと、こういうご意見がありまして、県の方と協議はさせていただいたんですが、今後継続して協議をしていかないといけないんですが、あくまでそれを管理する人が通る道なんだから、当然山でございますし、坂ということで、あれ以上のいわゆる土のままにしていますと、赤土なんかがまざって、どろどろした雨のときはそれこそ危ないということで碎石をまいておる関係がございます。そういうことで、これは県が全部負担でやっておりますので、事業費のことを考えても、舗装したり、そういう今申されたようなこともなかなか、限られた財源の中でやっておりますので、難しいという答えがございましたが、これも継続して協議、やはり最終的にはこれは町有林であり、保安林でもあるんですが、最終全工事が完了しますと維持管理は当然町有林の管

理として町がやりますので、そこらも見据えた上で協議を進めていきたい。それと、あそこを当然のごとく総合公園の遊歩道として使われる、近接しておりますので、当然のことだろうと思いますが、掲示をして、足元注意とか、ここは管理道ですよというような掲示も今から考えて、今いろいろ検討しておるところでございます。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）じゃ、例えばあそこでけがをした、そういうふうになったら県の責任というか、どういうふうになるんですか。あそこは実際に普通の……。ちょっと危険なんですよね。それは今は何もない状態ですから、別にあそこが遊歩道ではない、管理道路だと言われても、一般の方はわからないわけなんですよね。だから、あそこへそれこそ進入禁止のような何かを立てるとか、そういうことをしてもらわないと、一般の方はわからないから、じゃ、隣接しておるからというふうな。まだ公園の整備が進んでいないかなと、私たちもそう思ったんですけれども、公園の整備が進んでいない、途中かなというふうに思うわけですから、あそこは、それだったら、さくと言っちゃいけないんですけれども、通行できないような格好のものを設置するとか、そういうふうなことを早急をお願いいたします。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）今の掲示の件でございますが、私が申し上げたのは当面の掲示で注意を促すというものでございまして、当然工事が終わる段階には県の方で、どういう目的でこの管理道はつくられておるからということも含めて、足元注意とか、こうですよ、ああですよということを掲示するという予定になっております。当面間違えて入ってけがをされたら、山の中を歩いてけがをされたらだれの責任かということになろうかと思っておりますけれども、そういうことがあってはなりませんので、掲示をして注意を促したい、こういうふうに思っております。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）じゃ、その辺をよろしくをお願いいたします。

それと、駅前の自転車の自治会のことなんですけれども、いよいよ皆さんが待ったエレベーターも設置をするということなんですけれども、そういう中で、以前からずっと皆さん思っておられました例の自転車自治会の、これはどういうふうになっておるのか。以前も言ったことがあるんですけれども、余剰金が4,000万とか5,000万とかあるという中で、前に宗平会長さんが、平成13年8月3日ですか、「海田市駅利用者自治会会員の皆

さんへ」というふうな、宗平さんの所感というか、思いみたいなものを書いておられる中で、余剰金の処遇についてということで、この余剰金は26年間世話をした方の汗のたまものだからというふうな格好で、寄附を含めて今までいろいろなお手伝いをされた会員さんに、退職金と言うちゃいけんけれども、そういうふうな形で返すのも1つの方法だと書いてあるんですけれども、帳簿上そういうふうなことがなされているのかどうかというのをお尋ねいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この件につきましては、我々も捜査権があるわけじゃございませんので、そこまで踏み込んだ調査はしておりませんけれども、これは司直の手にゆだねられたということを我々は情報として聞いております。しかしながら、その結果が、公表しておられるか、しておられんか、知りませんけれども、全然不起訴処分になったということ聞いております。先般も会長さんともお会いしたり、それについていろいろ協議をされた弁護士さんともお会いして、今おっしゃるような金の最後の始末というんですか、それを、できたら町の方へもひとつお願いしたいということは申し入れております。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）今、決算の報告書というんですか、ああいうふうなものは取り寄せるというか、提出をしてくれと言うこともできないことはないと思うんですけれども、その辺で実際に帳簿上どういうふうな処理がなされているか、そこがある程度問題だと思うんですけれども、そういうところは帳簿の決算書の提出ということはできると思うんですけれども、されたことがあるのかというのを。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）過去のことになりますけれども、総会の資料として決算というか、詳しいものではないですが、総会資料としてはございます。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）多分その総会の資料というのが平成13年ごろの資料だと思うんですけれども、あれには私の記憶では、余剰金というんですか、その金額そのままだが、金額は細かい数字は覚えていないんですけれども、四千七、八百万という金額が載っておったと思うんですけれども、それ以降は帳簿上は提出は、金額は動いていないということなんですか。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）この団体は自転車自治会という任意の団体であったわけでございます。町の補助団体であれば当然そういった実績報告等の資料の中でそういう決算書も町へ出てくるわけですし、町の方がそういう指導もできるわけなんですけれども、ご存じのように任意団体であって、町はその自治会の組織員ではないというようなことで、そういった資料、休眠状態になった後、そういった中身について調査をする立場になかったというところで、正直申しまして、そういう後の実態等が不明というのが正直なところでございます。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）そうは言われましても、ここのこの土地そのものは町の土地だと思うんですよね。一部JRもあるかもしれませんが、そういうふうなところでいろいろなそういう整備をされて、会員の皆さん方が支払って、そのお金が幾ら余剰金としてあると。本来は会員の皆さんに返さなきゃいけないと宗平会長も言いよるんですけれども、そうはいっても実際にはなかなか難しいというふうなことで、このお金を一番駅前のために有効に使うというたら、今のそういうふうな、今度事業をされますエレベーターなんかを使うのがやっぱり一番ベストじゃないかと思うんです。それもやっぱり会員の皆さんも喜ばれると思うんです、そういうふうなお金の使い方というのが。自分たちが払ったお金でそういうのが一部になるということで。だから、この問題はうやむやにせずに、何年かたっていますから、町としてももう少し強く言うべきじゃないかと思うんですけれども。このままでいったらずるずるずるずるいってうやむやになってしまうという気がするんですけれども。今はやっぱり、最後でもないですけれども、ちょうど今が一番いいときだと思うんです。そういうふうなことで、やはりもう少し強い格好というんですか、そういうので話し合いよりももうちょっと一歩強いような格好で言うことはできないんですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）その点については私も会長さんとも何回もお話をして前進する目的でお願いしたいと申し込んだわけですが、結果的に、先ほど申しましたように、司直の手で不起訴処分となったということで、その当時のついておられた弁護士さんとの相談に行かせてもらったわけです。弁護士さんが、先般お話をしましたところ、もう少し様子が見たいと。整理ができればまた相談もするというふうな回答でした。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）不起訴処分になったというのはいつごろのことなのでしょうか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）はっきりした時期等については私らも把握していない状況なので、恐らく今年の3月か2月の話だったと思います。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）それじゃ、町当局としてはどなたが起訴したかというふうなのは把握されておられますか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）この件につきましては、今言ったように、告訴者というか、そういう方の名前も全部我々も知りません。今言ったように、結論だけを教えていただいた、これも特別に教えていただいたという経緯だけでございます。

○議長（原田）次に参ります。9番、西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。大きく3問質問いたします。

まず最初に、学校教育と教育環境整備について。社会も教育現場も大きく変化している現在、それに対応できる教育及び環境を整える必要に迫られております。そこで、まず、学校教育において全教育活動の中に「くすり教育」、薬物乱用防止教育、食育を明確に位置づけ、それらの教育の推進が円滑に図られるよう各小・中学校において体制を整備する必要があると考えられます。

1、医薬品販売の規制緩和が進む中で、学校薬剤師たちが小・中学校に出向き、薬の効果や副作用などを教える「くすり教育」を総合学習や保健指導の時間を活用し実施するお考えはないでしょうか。

2、青少年に蔓延している脱法ドラッグの使用者の増加を含め、薬物乱用の低年齢化が進んでいる現在、薬物乱用防止キャラバンカーによる薬物乱用防止教育の状況をお尋ねいたします。

3、昨年7月に制定されました食育基本法では、食育は生きる上での基本であり、知育、徳育、体育の基礎となるべきものと位置づけられ、国民運動として食育に取り組んでいく意義を強くうたわれております。中でも子どもたちに対する食育を重視しており、学校における食育の推進がますます図られるよう、各自治体においても様々な施策に取り組むことが求められております。海田町におけます食育教育の実施計画は立てておられるでしょうか。

次に、教育環境整備について。トイレは人間にとって生活の根幹にかかわることであることから、小・中学校のトイレの改修はどのようにお考えでしょうか。

2、食育を推進していくためにも空き教室をランチルームへ改修するお考えはないでしょうか。

3、子どもを取り巻く環境の変化や、平成11年度に児童福祉法改正、保健福祉審議会の答申を踏まえ、特に東京ですが、小学校の余裕教室、校庭、体育館等を活用して児童の遊び場を確保し、また、学ぶ意欲のある子どもたちに学習の場の提供をする事業がなされておりますが、これは昨日、住吉議員が同趣旨のような、角度は違うんですけれども、質問をされたときにはとんでもない答弁が返ってきましたけれども、今本当に子どもを取り巻く環境を考えますと、放課後の子どもの居場所づくりの取り組みは必要不可欠であると思いますが、取り組みをどのようにお考えでしょうか。

次に、ユニバーサル社会の一環として。1、人の声が聞こえない、聞こえにくいといった聴覚障害者の方は特に見た目には障害がわからないために、話し言葉にある意思の疎通を図ることができません。日常生活において人知れず苦勞をされております。そこで、聴覚障害者が利用しやすい環境づくりのために公共施設の窓口に耳マークの表示板を設置するお考えはないでしょうか。

2、学校施設を除く公共施設の和式トイレすべてに手すりを取付けるお考えはないでしょうか。

次に、海田町行政改革大綱実施計画、平成18年から平成21年度の計画の実施についてでございますが、その中の1に「人づくり改革」の1「職員の意識改革の推進」の項のナンバー2（仮称）サービス向上委員会の設置が位置づけられておりますが、設置時期はいつだったでしょうか。

2、設置をされておりましたら、構成メンバーは何人で、氏名はだれでしょうか。

この向上委員会の年間スケジュールはどのようなになっておりますか。

2「人材育成開発の強化」の中のナンバー5「新規採用職員指導者制度の導入」におきまして、今年も5名の新入職員が入ってこられましたけれども、指導者の構成メンバーはどのようなになっておりますか。

もう4月から2カ月余りたちますけれども、どのような実施期間を設けられておりますか。

同じナンバー6「企業への派遣研修」におきましては、実施時期、実施場所はどのよ



うに計画なされておりますか。

また、年間の実施人数は何人を予定され、現在も研修に行かれているメンバーがいらっしゃいましたら、それもお願いいたします。

最後に、先月配布されました町要覧と第3次基本計画書についてでございますが、町要覧に現在はまだ試験運行中である町内循環コミュニティバスが掲載されておりますが、その意図はどういったものだったのでしょうか。

2番目、第3次基本計画書の内容は実施年次が示されておりますが、これは計画書ではなく実施計画書ではなかったのでしょうか。以上お尋ねいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）西山議員の質問の2点目、3点目、4点目につきましては私から、1点目につきましては教育委員会から答弁をいたします。

最初に、ユニバーサル社会についての質問でございますが、まず、1点目の耳マークの設置につきましては、聴覚障害者との意思の疎通を図る一手段として、最近全国的な広がりを見せておりますが、聴覚障害者との円滑なコミュニケーションがサポートされる方法だと思っておりますので、耳マークの表示板の設置について早期に検討したいと思っております。

次に、2点目の和式トイレの手すりの設置についてでございますが、現在、町内の公共施設にはおおむね身体障害者用トイレを設置しておりますので、すぐに既設の和式トイレに手すりを設置することは考えておりませんが、今後そのような要望があれば検討してまいりたいと思っております。

海田町行政改革大綱実施計画についてのご質問でございますが、1点目の（仮称）サービス向上委員会の設置の1番目につきましては、平成18年5月26日にサービス向上委員会設置要綱を策定し、本議会終了後に第1回目の委員会を開催する予定としております。

2番目の委員会の構成メンバーにつきましては、実際の窓口業務での住民対応の問題点や課題を抽出していくためにも、主任クラスの職員を各課から選び、委員会を構成いたしました。

3番目の年間スケジュールでございますが、職員のサービスに対する意識を変えることを目標として、現状の問題点及び解決策について検討する内容で定期的に委員会を開催いたします。本年は新たに電算システムが構築されますので、住民が1カ所の窓口で

複数の手続きを済ませることのできるようなワンストップサービスについて検討いたします。

次に、2点目の人材育成の強化でございますが、新規採用職員指導者制度の導入につきましては、新規採用者が早期に職場に適応できるよう、配属先の各係内で指導者を指名するようにしております。また、日常的な指導については隣席の先輩職員が当たることとしております。指導期間は特に定めておりませんが、おおむね1年間を予定しております。

3点目の企業への派遣研修についてですが、この研修は必要に応じて派遣することとしておりますので、現在のところ、実施時期、派遣先等は未定でございます。

町勢要覧と第3次基本計画書についてのご質問でございますが、1点目の町勢要覧は本町のまちづくりへの取り組みや魅力を町内外にPRするために作成したものであり、その作成段階において海田町内循環コミュニティバスの実験運行を実施していたことから、掲載したものでございます。なお、西田議員にお答えしましたように、循環バスは多くの町民の皆様に喜んでいただける事業であると認識していますので、私としましては来年度ぜひ本運行に移行していきたいと考えております。

次に、2点目についてでございますが、このたびの第3次海田町総合基本計画の見直しに当たっては、マニフェスト的な発想を取り入れながら、5年間で実際に何ができて、何ができないのかを明確にし、実効性が高く、わかりやすい計画とするため、従来の表現方法を改め、各種施策の実施時期をより明確にしたものでございます。今後この計画をもとに、平成18年度から20年度までの3年間で実施する各事業の具体的な内容や箇所づけに基づいた事業費を積算し、現在見直しを行っております財政健全化計画などと整合を図りながら実施計画を策定する予定でございます。

それでは、1点目につきましては教育委員会から答弁をしますので、よろしく願いします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）学校教育と教育環境整備についてお答えします。1点目の学校薬剤師による「くすり教育」でございますが、各小・中学校では、多少内容にばらつきはございますが、薬物乱用防止教室とリンクして実施しているところが多いようです。学校薬剤師との連携のもとに保健体育の授業等で指導しているところもございます。今後とも、学校薬剤師との連携を密にして内容の充実に努めてまいりたいと考えております。

2点目の薬物乱用防止教育についてでございますが、各小・中学校では保健、特別活動の授業等において担任、養護教諭等により薬物の恐ろしさ、危険性、有毒性等について、自分の将来に対する健康の問題として指導を行っているところでございます。また、薬物乱用についての学習効果を上げるため、学校薬剤師や警察職員を講師にお招きして、生徒、教職員を対象にした講習会を開催しております。ご提案の薬物乱用防止キャラバンカーを利用した教育の実施でございますが、キャラバンカーの利用につきましては、学校と日程調整等を相談しながら利用方法等について前向きに検討したいと考えております。

3点目の食育の実施でございますが、これまでの取り組みの中で、既に各学校では給食をはじめ様々な教育活動を通して、取り組んでいるところでございます。各学校では食育の年間指導計画等を作成し、計画的な取り組みを実施するとともに、アンケート等を取り、子どもたちの実態を把握しながら指導を進めております。また、これらのことは給食日より、保護者給食試食会等を通して保護者の皆様に周知するとともに、啓発活動にも取り組んでおります。食育を子どもたちの将来にかかわる教育活動としてとらえることが重要ではないかと考えております。

4点目のトイレの改修でございますが、これまで、障害を持つ児童・生徒への対応を含めて修繕を必要とする箇所の改善に取り組んでまいりました。今後、トイレの改修について学校からの要望や実態を踏まえ、内容を精査しながら、必要に応じて改善してまいりたいと思います。

5点目の余裕教室のランチルームへの改修でございますが、現在、各小学校の教室等の現状から、複数の学年が入れる教室を確保することが難しいところがございます。また、学校におきましては、年間のうち何日かは複数の学年がグループを編成し、各教室に分かれて給食を食べるなどの工夫をして給食指導を実施しております。

次に、子どもの居場所づくりですが、生涯学習課が中心となって地域子ども教室推進事業を平成16年度から開催しております。この地域子ども教室は、実行委員会を設立し、現在20名のボランティアで運営しております。学校や地域の施設を利用し、放課後や週末に子どもの居場所としてスポーツ・文化活動等の様々な体験活動を実施しているところでございます。本町では第1・3水曜日にひまわりプラザで、第2・4水曜日に海田東公民館で、昔の遊びやニュースポーツなどのプログラムを提供しているところでございます。平成16年度は年間38回で延べ760人の参加でしたが、平成17年度は年間77回

で1,333人の参加がございました。子どもたちが安全で安心して遊べる場の環境整備として効果があったのではないかと考えております。今後は、文部科学省の地域子ども教室推進事業と厚生労働省の放課後対策事業を一体的あるいは連携して実施する（仮称）放課後子どもプランが創設される方向にありますので、国・県等の動向を踏まえて事業運営について検討してまいりたいと考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）じゃ、再質問いたします。まず最初に、ユニバーサル社会の一環としての質問の中の1点目は前向きな答弁でございました。2の公共施設和式トイレのすべてに手すりの取付けをということなんですけれども、私はこれは実感としているわけですが、今、各家庭におきましたらほとんどの家屋が洋式トイレとなっております。洋式トイレといいますのはしゃがまなくていいわけですから、体の機能低下が早くなってきて、また、高齢化が進む中で、公共の施設の和式トイレに健常者でも入ったときに実際に座ろうとしたときに、機能が低下しておりますので、そこまでちゃんとしてできないというのが現状なんです。これは洋式トイレとか身体障害者のための手すりと言ったわけではございませんで、今から高齢化社会に進んでいく中で、気がつかないうちに洋式トイレでなれてしまっている中で、和式トイレが使えなくなっている現状、これは皆さん本当に年々とるに従って実際そういう場に遭遇する、特に女性はと思うんです。そのときに、すべてにすぐ全公共施設にという意味ではございませんが、順次でも手すりを設置していけば、要は足腰を弱くさせないという施策にも通じていくわけなんです。ですから、今回、ユニバーサルの一環として……。笑い声が出ておりますが、これは現実なんです。予算が、財源が厳しいのはわかっているんですけども、順次、障害者のための洋式トイレに改修したところはそれで、今のあるところを洋式にするよりも手すりの設置をした方が体力減退にならないという発想のもとに質問したわけですが、予算が限られておりますが、少しずつでも和式トイレに手すりを取付けられるお考えはないでしょうか。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）ご指摘のように、和式トイレ、高齢者の方が座られて立ち上がれなくなったというような事例も確かにあるようでございます。町長の答弁の中で、和式トイレについては当面消極的な表現になっておるんですけども、それは、ご指摘のように、財源的なことも考慮した中での表現であるわけですが、もう1度すべてそういった公共施

設のトイレを調査いたしまして、予算の許す範囲内で少しずつでも進めていきたいなという思いがしております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）次に、海田町行政改革大綱実施計画の実施についてでございますが、「人材育成開発の強化」のナンバー6の「企業への派遣研修」、未定だということでございましたが、実際に本年度、計画では実施するようになっているわけでございます。いろいろ受け入れ企業側もあると思うんですけれども、大綱に実施年度を本年度にもう指定されているわけでございますから、本年度中には窓口業務に携わる人といいますか、企業を体験するためにも、職員さんが少なくても業務に支障を来すかもしれませんけれども、実施計画を立てたわけですから、やはり実施に向けて、4、5、6に、3カ月たちましてもまだ未定ということは、あまりに計画倒れになる可能性を示唆しているのではないかなと思うんです。先ほどの新人研修で各所属のというお話がありましたけれども、じゃ、この新人採用職員さんの1人を派遣研修に出して、もともと民間企業はこんなに忙しいんだということを体験してもらってきて町の現場に行っていただくという方法もあるのではないかなと思うんですけれども、先ほどの答弁では未定という答弁でございましたが、やはり実施計画どおり本年度中には実施されるお考えがあるかないか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）新規採用の方につきましては、まず役場の業務をしっかり覚えていただくというのが前提でございまして、今、西山議員がおっしゃるように、確かに一般企業とか、企業のそういう体験というのは非常に貴重なものだと思いますので、一度に3人とか4人というのはなかなか難しいんですけれども、柔軟性を持って計画していきたい、こういうように考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）ぜひやはり計画倒れにならないように、年間お1人でも実施していただきたいと思います。

次に、要覧の巡回バスの件なんですけれども、町長のお考えはよくわかるんです。私たちも費用対効果を考えますと、厳しい現状は認めざるを得ないんですけれども、1年数カ月も喜んでいらっしゃる、利用していらっしゃる人を、結果として走らせないというわけにはいかないという思いもしているわけですが、実際まだ試験運行中だったわけです。1行でも、小さい字でも、19年度から実施予定とか、今、18年度は試験運行中と

か、やはり平成19年から実施なんだから、試験運行中でも乗せてもいいという、じゃ、何でもありではないかというところもできるわけです。ですから、これはできたらどこかに本来ならば書いておくべき事案ではなかったかと思うんですけども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）循環バスの件につきましては先ほど答弁しましたとおりでありますし、西田議員にもその旨を十分に伝えたと思っていますが、私はもう実験運行をして本運行に行くという判断のもとに私の考えでさせていただきました。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）今、「西山さん、反対なのか」というのがあったんですけども、反対とか賛成ではないんです。平成18年度は試験運行なんです。平成19年度からもし実施されると、実施なんです。これはうそでしょう。試験運行中ですから。でも、やはり町がそういう姿勢であれば、すべてのことが何でもありという考えに至るんですね。ですから、小さい字でもかまいませんから、19年度実施予定とか、現在試験運行中とか、やっぱり1行は表示すべき事例ではなかったかと思います。これは水かけ論になりますから。でも、私は何人かの方から、おかしいのではないんですかという意見を町民からいただきました。ですから、行政というものはやはり決まったことしか、いつも法律があるからとかと言うわけですから、矛盾を感じます。

次に行きます。第3次海田町総合基本計画後期計画でございますが、今までの視点を変えて年次も入れた基本計画にいたしましたというご答弁でしたけれども、これこそ基本計画というもののの中には年次計画は入りません。これを見ますと、よその自治体の方から見られると、これは完全に実施計画とみなされます。私は何人の方にもこれを見ていただきました。これも、でも、あくまでも実施計画であるというご答弁ならば、もうそれで受けとめざるを得ないんですけども、今後この5年後に実施計画も、今度は第4次になると思いますけれども、そのときにはやはり法律に則ってといいますか、基本計画実施計画という区分はやはり明確にした冊子を配っていただきたいという思いであります。先ほどの答弁では、実施計画は箇所、予算も明確にした実施計画を発行するというご答弁でしたので、じゃ、それはいつまでに、もうスタートしているわけですから、実施計画、今、箇所、予算も入れた実施計画書はいつ完成予定なんでしょうか。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）実施計画についてのお尋ねでございますが、実施計画につきましては、今の財政健全化計画と整合を図るということの必要性があることから、財政健全化計画を、ご存じのように所得税の税源移譲の全容が明らかになりましたので、今その見直しを行っております。それと、実施計画につきましては先般５月に各課から、その事業の熟度であるとか詳細な内容についてヒアリングを行っておりますので、今その取りまとめを行っております。９月の議会までにはその財政健全化計画、それから実施計画とあわせて議会の方にご説明をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（原田）西山議員。

○９番（西山）次に、学校教育と教育環境整備についてでございますが、先ほどはもうすべてやっていると。では、具体的にご質問いたします。じゃ、食生活アンケート調査は各小・中学校はいつ実施をなされましたか。教育内容は具体的にどういう教育内容を年間何時間実施なされておりますか。これは食育に対してでございます。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）これはいずれも今の段階では昨年の実績でございますけれども、海田中学校が「食生活を振り返って」というアンケート調査をやっております。また、海田西小学校につきましてもアンケート調査をし、それによってメニューへの反映ということを行っております。また、各学校とも給食教育、例えば給食時間に栄養士さんが教室に入り込む、あるいは放送を通してとかプリントを活用しながら実際の食指導、いわゆる献立、あるいは栄養等について話をし、また、保健体育等の中で、保健教育の中でそういった生活習慣病予防であるとかそういった授業を行っております。また、児童会活動、こういったところでも子どもと一緒にそういった食指導を実施しております。

○議長（原田）西山議員。

○９番（西山）あまりに、アンケートを１小学校、１中学校はとられたということですが、今この食育をなぜ教育現場に本腰で取り組まないといけないかということからしますと、今のアンケート内容は給食についてですね。違いますか。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）もちろん給食でございますけれども、あくまでも給食に対する、いわゆるメニューに対する評価ですか、そういったものにかかわってのアンケート調査をやっておるというふうに聞いております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）じゃ、本来、今、朝ご飯を食べない児童・生徒がどのくらいいる、1人で夕飯を食べる子どもの比率、こういった女性参画社会で、女性が働く環境整備が整って、なかなか食事が準備できないという状況の中で、朝、食事をとってきていない子どもが多いから、キレる、不登校云々等、今、教育現場が荒れている実態があるわけなんです。アンケート調査をしました、しましたと。ピント外れの調査をしているのであれば、今回の本当の意味での食育推進のアンケート調査にはならないわけなんですね。今後、7月に県教の方でこの食育に対しての会合があるということですので、そこで諮られるかもしれませんが、国の動向、世の中の動向、大事な子どもたちのためですから、もっと真剣に取り組んでいただかないと、海田町で教育を受けてよかったというわけにはいかなくなっている。一時期は海田町の教育はモデルになるくらい進んでまいりました。私は正直言って、今の言葉を聞いて唖然としております。ここまでピントがくるった教育をしていたら、差がついていくばかりです。もうこの食育はモデル事業として広島県で小・中学校何校かが平成17、18、19と実施をされております。この平成17年度に実施校でありました東広島の中学校に行かせていただきまして、その実践報告書を見せていただきましたら、本当に全教科とは言いませんけれども、例を挙げますと、社会の歴史の流れという教科の中で昔の人の食べ物を調べる。また、理科の授業の水溶性の性質というところでは酸性とアルカリ性、これは植物で何が酸性の植物、アルカリ性の植物という勉強をしたんだと思うんですが、こういった授業内容にリンクさせて、子どもたちが現実社会と一体となって興味深く目を輝かせて授業を受けている生徒・児童と、給食アンケートをとって献立を考えた。もっと国の施策に耳をダンボにして、よりよい教育を児童・生徒にしていくというお考えはあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）いろいろ見解の相違があるようではございますけれども、この近辺どこに比べても劣っているとは私は思っておりません。各小学校に栄養士をつけ、そしてもう既に栄養教諭としての資格も取るに近いぐらい行っていますから。それだけじゃないですよ。今のよう統計をとれと言われるのなら、そういう調査の仕方もありますけれども、我々はそういうふうにとめていなかった。ただ、これができているからとか、できていないとかという次元の問題ではなくて、食育は非常に大切なものでございます。今後とも十分議員の皆様から、ほかのところに劣っているとかというようなことがないように、



しっかり頑張っていきたいと思います。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）次に、学校トイレの改修でございますが、学校トイレというのは緊急時には町民の皆様の緊急避難場所でもあるわけです。その観点からの学校トイレの改修に視点を向けられたことがありますでしょうか、どうでしょうか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）緊急避難場所としてのトイレは、第1次としては校舎の開放は考えておりません。体育館が中心でございますので、当然緊急避難場所としての整備として各学校とも体育館だけでなく屋外にきれいなトイレを全部準備しております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）見解の相違があり過ぎまして、もう質問する気もなくなりましたが、現実問題として財源がないのはわかっているわけです。体育館のトイレ、どの体育館のトイレに行きましても本当に何十年前のトイレとかという実情でございますし、屋外トイレがあるからと。じゃ、体育館の収容人数で屋外トイレだけで対応できるでしょうか。私は信じられないわけですが、現実問題といたしまして、今もってほとんどの小・中学校のトイレの表示が「便所」となっております。私は教育現場の教育者がよくそれで何十年もほうっておいたなど。私は行くたびに、いつ言おう、いつ言おうと思いながらも、せめて男性、女性の表示ですか、現在にふさわしい環境はまず必要ではないかと思うんですけれども、その点について、「便所」というのを現在的な位置づけのものにされるお考えはあるか、ないか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）それぐらいのことならすぐできると思います。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）そのぐらいのことなら今できる。今すぐできますということですので、じゃ、即対応をしてください。

次に、今現状問題ですが、先日も、私も気になっていたことなんですけれども、ある教頭先生とお話をしておりましたら、男子トイレの前がすごくぬれるんだと。どうしてかと思っておりました。今、これは保護者がいけないんですけれども、家が洋式トイレだけになりまして、やはり母親としたら汚したらいけないので、男の子でも座ってトイレをなさいという癖がついているので、男子トイレに行ってもできないというんです

ね。これが現状なんです。ですから、教頭先生がどうして前がぬれるのかと。最近すごくぬれるらしいんです。そういったときに、さっきの話とちょっと違うんですけれども、身体障害者用の洋式トイレだけではなく、せめて小学校のトイレの1つは洋式トイレに改修はできないかどうかというところを。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）調査して、気持ちよくトイレでできるように考えてまいりたいと思います。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）次に、ランチルームの件ですが、広いスペースがないから、できないと。

別に食育を推進にするに当たりまして、私はたくさんの子どもたち、複数の教室の子どもたちでなくても、1クラスずつでも、自分の教室ではなく、一番簡単なのは、同じ高さのテーブルを6つぐらい並べてテーブルクロスをかけて、そこで食事をするだけでもランチルームになるわけです。できるならば壁だけでも改修をしてランチルームとして、そこでゆっくりと、今おっしゃいました栄養士さんの食の話を聞きながら食事をする、姿勢を正すというんですか、ちゃんとマナーを守って食事をするということだってこれはランチルームなんです。ですから、今は財源がありませんので、大きなものをどうかという質問では決してありませんで、あいている教室をランチルームと位置づけて、クラス順番でもいいですから、そこで食事をするというふうな、ランチルームに空き教室を利用されるお考えはないでしょうか。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）先ほどご答弁の一部で申し上げましたけれども、現在、一時的余裕教室と申しておりますけれども、これがございますのが海田小学校、海田東小学校に各1つずつございます。他の学校につきましては現在、一時的余裕教室、いわゆる空き教室でございますけれども、ございません。また、この海田小学校、海田東小学校につきましても1つずつ一時的余裕教室はございますけれども、これにつきましては現在、海田小学校では障害児学級、障害児の訓練室として一時的に利用しておりますし、また、海田東小学校につきましては児童の更衣室として活用しております、そういうような状況の中で、今、各学校ともあいている教室というものはございません。これは毎年文部科学省の調査がございまして、各学校の実態を踏まえながらそういった形で報告させていただいております。なぜ教室がないかという1つの理由としましては、現在、

低学年等、あるいは高学年等の少人数授業等をやっております。いわゆる少人数での授業、1つのクラスを2つに分けて授業をしたりしております。そうした形の中で各教室とも有効に活用しておるという実態がございます。以上でございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）でも、当初建物が建ちまして、少人数学級にしても随分クラス数は私は少なくなっていると思います。数年前ですか、空き教室を視察に行かせていただきますと、そのとき文教のメンバーで行かせていただいたときには何か名目をつけて、PTA何とか教室だとか、何とか教室だとか、急きょ掃除をして設置をしたというのが見え見えの教室もあったように私は思うんですけども、西小学校はあれだけ少なくなっても空き教室はないんでしょうか。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）現在、海田西小学校は、ご承知のように、各1学年1学級で計6つの学級でございます。普通教室が6つということで、保有教室としてございますけれども、例えば特別教室として理科室、あるいは音楽室、図工室等、あるいはパソコンルームというふうに特別活動教室として活用をしておるところでございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）最後に、放課後子どもプラン、いよいよ国が乗り出しまして、東京都では随分前から、世田谷区等はBOP教室といいまして、本当に、住吉議員が質問をなさいました、授業が終わって学校で高学年から低学年まで一緒に遊びとか学習とかをする事業が進んできておりました。先ほど教育長の答弁から、来年度から文部省と厚生労働省で放課後子どもプランを設置していくという方向性が位置づけられました。その答弁をされながら、海田町の現状の毎週水曜日の施策を話されましたけれども、これはこれで十分子どもたちが喜んでいて、継続の事業と思いますけれども、もう明確に来年度から違った形での、放課後、子どもたちが学校で教育、学習、遊びができるスペースと指導者とボランティアと、ちゃんとするという方針が出ました。これに対して海田町としてすぐ取り組んでいかれるのか、今言われた毎週水曜日に行われているのを基準としてこちらは二の次にされていこうとされているのか、お考えをお知らせください。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）現在やっております放課後の地域子ども教室の事業と、それともう一つは厚生労働省の方の今の留守家庭児童会の事業、この2つをぶつけた事業として放課後

子どもプラン、これは仮称なんです、それで考えなさいというので、今、両方の事務方で整理をしているところでございます。これの具体的にどういうふうな内容になるかというのが出されないと、現在の行っております地域子ども教室の扱いについても決めかねるということでございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）じゃ、今このボランティアの20名の方は基本的に住居はどの小学校区のボランティアさんなのでしょうか。

○議長（原田）教育部長。

○教育部長（中野）今そこまでの資料を手元に持っていませんので、後で出させていただきます。

○議長（原田）これにて一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開は15時10分。

~~~~~○~~~~~

午後2時50分 休憩

午後3時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第2、第32号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第32号議案、工事請負契約の締結について。国信1丁目外地内において施工する海田東第3国信地区污水管新設工事（18-1）1工区の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）それでは、第32号議案、工事請負契約の内容につきましてご説明いたします。工事名でございますが、海田東第3国信地区污水管新設工事（18-1）1工区でございます。工事場所は海田町国信1丁目外地内、請負金額は4,725万円でございます。請負者は江草興機株式会社代表取締役・江草将史でございます。工期でございますが、議決の日の翌日から平成19年2月9日まででございます。なお、入札結果につきましては資料4の方をご参照をお願いいたします。工事内容につきましては担当課の方よりご説明いたします。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間） それでは、工事の概要について説明いたします。資料7の「工事箇所図」1ページ目をお願いします。この工事は海田東第3処理分区国信1丁目、2丁目地区の污水管を整備するものでございます。平面図に示しておりますように、流域投入点S e - 7 - 2から町道86号線内に、青色で示しておりますように、口径250ミリの污水管を推進工法で137.96メートル布設いたします。また、ピンク色でお示ししております区間には矢板設置による開削工法で、口径200ミリの污水管を延長にして121.4メートル布設いたします。また、紫色で示しております区間、町道86号線及び里道内に素掘りによる開削工法で口径200ミリの污水管を45.5メートル布設するものでございます。工事施工につきましては、付近の皆様にはいろいろとご迷惑をおかけすることになりますが、ご理解を得ながら、安全を期して工事を進めてまいります。なお、工事期間中の一般車両につきましては、工事の状況等により安全のために通行どめにいたしますが、歩行者等については安全を確保しながらできるだけ通行できるようにしたいと考えております。2ページ目に標準的な断面図を示しておりますので、ご参照いただきたいと思います。以上、簡単ですが、説明を終わります。

○議長（原田） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○12番（崎本） 第1点目に、この入札価格の5,000万以上の入札価格ですが、何ぼじゃというたら、入札価格は言うちゃいけんけん、大体何十%ぐらいで落札されたか、それを1点と、私は最初の一般質問で言うたように、分離発注したと言われたのは多分建設部長はこの工事のことを言うておるんじゃないかと思います。というのが、1億あって、推進が140メートルの開削が590メートルで1億と予算計上されていまして。それが、推進がほとんどで今の開削が減っていますよね。だから、このことを言われたと思いますが、そこまでちょっと。

○議長（原田） 財政課長。

○財政課長（臼井） 落札率差は80.36%です。

○議長（原田） 下水道課長。

○下水道課長（野間） ここにつきましては、2工区目を予定しております。590メートル、これで言いますと、あと420メートルぐらい残っておると思うんですが、これにつきましては2工区目として発注を予定しております。ほとんど開削工事でございます。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）それじゃから、私が今言う、分離発注されたのは、一般質問で出したら、分離発注しちよる、しちよると言われるから、その部分はこれじゃろうというて聞いておるんよ。というのが、しちよる、しちよると言われたけれども、これ3つ出てる中のこの部分しか金額的に分離発注したと考えられんのよ。そうじゃから、私も後の分はいいんじゃけん、これは分離発注されたんじゃけん、ああ、されましたと言えはそれは結構でございます。そういうこと。

○議長（原田）ほかに質疑があれば許します。桑原議員。

○6番（桑原）3番の信和建設が失格というのがありますね。この理由と、いつの時点で失格になったのか。それと、8番の宮川、辞退なさっています。この理由みたいなものがわかれば。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）まず、失格につきましては、この入札につきまして5月9日の時点で指名委員会を行い、業者選定をし、決裁を受けた後、同日5月9日の夕方に業者に対して指名通知を行っております。翌日の5月10日、すべての業者が仕様書の閲覧を行っており、26日の入札に向けての準備を始めておるんですが、今回失格しております業者につきましては5月24日、入札の前々日でございますが、その会社の方から連絡があり、実は5月19日の時点で破産申し立てをしたということがわかりまして、入札に参加できないということでございました。うちの方は入札に参加できないということでございましたので、失格の扱いをしております。

それからもう1点、辞退をされておる業者につきましては、これも入札前日の5月25日の時点で、会社の都合により入札を辞退したい旨の辞退届を提出されましたので、辞退の扱いとしております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）この場合、素朴なことを言って恐縮なんですけれども、辞退と失格というのは、今の説明を聞くと何か似たような理由みたいなんですけれども、そこはどう違うんですか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）辞退につきましては、会社の方からの辞退届の提出を受けたものを辞退としております。失格につきましては、何の連絡もなしに、今回は入札に参加できな

いということでございますので、この業者につきましては失格の扱いをしております。

○議長（原田）ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第32号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第32号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第3、第33号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第33号議案、工事請負契約の締結について。寺迫2丁目外地内において施工する海田東第1寺迫地区污水管新設工事（18-2）1工区の請負契約を締結するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）それでは、第33号議案、工事請負契約の内容につきましてご説明いたします。工事名でございますが、海田東第1寺迫地区污水管新設工事（18-2）1工区でございます。工事場所は海田町寺迫2丁目外地内です。請負金額は1億80万円でございます。請負者は東洋建設株式会社中国支店支店長・平谷健二でございます。工期でございますが、議決の日の翌日から平成19年3月30日まででございます。なお、入札結果につきましては資料5の方をご参照をお願いいたします。工事内容につきましては担当課の方よりご説明いたします。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）それでは、工事の概要についてご説明申し上げます。資料7の「工事箇所図」3ページをお願いいたします。この工事は海田東第1処理分区寺迫1丁目、2丁目地区の污水管を整備するものでございます。平面図に青色で示しておりますように、町道106号線の出崎森神社入り口付近から町道9号線を通りまして、宮脇橋から上流に口径300ミリの污水管を116.6メートル、また、宮脇橋から下流側に口径200ミリの污水

管を54.6メートル、町道9号線内から唐谷川を横断しまして口径200ミリの污水管を15.1メートル、推進工法で布設いたします。また、ピンク色でお示ししております区間に、町道106号線及び町道110号線内に矢板設置による開削工法で口径200ミリの污水管を51.9メートル布設するものでございます。工事の施工につきましては、付近の皆様にはいろいろとご迷惑をおかけすることになりますが、ご理解とご協力を得ながら、安全を期して工事を進めてまいります。なお、工事期間中、一般車両等につきましては、町道106号線は工事の状況によりまして通行どめになると思います。また、町道9号線沿いにつきましては片側通行を考えております。歩行者等につきましては安全を確保しながら通行できるようにしたいと考えております。なお、4ページに標準的な断面図をお示ししておりますので、ご参照ください。以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。河野議員。

○11番（河野）11番、河野です。唐谷川の横断の施工方法、それと、開削工事の方で中島橋から何メートルのところか、これは図面が小さいからわかりにくいんですが、どこまででストップするのかということを教えてください。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）まず、唐谷川の横断でございますけれども、石等が予測されますので、鋼管推進工法という工法を採用しようと思っております。今、もう一つのご質問の開削工法でございますけれども、宮脇橋のところから40メートルぐらいのところまでを施工することに考えております。

○議長（原田）河野議員。

○11番（河野）宮脇橋じゃなしに中島橋じゃないの。宮脇橋からは何メートル。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）宮脇橋から40メートルぐらいを予定しております。

○議長（原田）河野議員。

○11番（河野）そうすると、この開削の終点が、投入工やね、そのところの位置よりも中島橋に寄ったところの方に家が19軒ある。その施工方法をどのように考えたらいいか。

○議長（原田）下水道課長。



○下水道課長（野間）ここにつきましては、唐谷川沿いの県との調整がございますので、ここにつきましては開削工法で一応施工はしますけれども、この工事の中には入れておりません。また、開削工法でこの区間も次の工区とかというふうなことで整備してまいりますので。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。崎本議員。

○12番（崎本）先ほどと同じですが、これは何%ぐらいで落札されたか、1点お願いします。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）落札率は96.97%です。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）私は質問でも言うたんじゃが、今のこれらはどうしたわけか推進工法は少のうなっておるよね。予算のときの設計。少なくても、この96.97%というたら、これはほとんど満額やわの。入札方法をどのようにされたか、わしも知らんのじゃが。そうじゃから、私が言うのは、これらでも開削と推進とを分離発注すればできるんじゃないかと。1,000万で96.97%というたら、今の入札のあれじゃったらほとんど満額もええところじゃ。じゃから、こういう、条件がよかったか悪かったか知らんのじゃが、今の推進工法も少のうなっただけの金額で落としておるということは、これこそ開削とあれを分離発注されてもよかったんじゃないかと私は思うんじゃが、その点はどうですか。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）ここにつきまして予算を1億2,000万いただいております。もう一つの箇所といいますのが、関西軽金属のところでございます。ここについて1億と約2,000万ぐらいを予定しておりました。この関西軽金属のところの計画がまだいまだに未定なもので、これからどういうふうに動くかもわかりませんが、この関西軽金属のところの計画がまだ具体的なものがないものですから、予算のときにも説明しましたように、この工事を寺迫の方に持ってこざるを得んのではないかと私は思っております。

（発言する者あり）

○下水道課長（野間）いや、それは予算のときにご説明申し上げております。今ここに崎本議員さんの言われますように、この開削を切ったらいなというふうなことも言われたんですけども、この今の見ていただければわかるように、宮脇橋のところに立て坑をつくります。それに付随する開削をここの中に入れておりますので、この立て

坑をつくって、それに開削工事をくっつけてくるというふうなことをしようと思っておりますので、これを一体として発注したものでございます。

○議長（原田） 崎本議員。

○12番（崎本） 私が言うのは、あんたらが言われるのがどうのこうのじゃないんじやが、自分が思って自分が勝手に予算をつけちゃいけないのじや、あんたは。そういう軽々しいようなことを言うてはだめじゃないですか。自分がこう思うておるけん、自分がやるじや。私が言うのは、220メートルの推進があって、186.3メートルということは、約35メートルか、推進が少のうなっておるんよ。わかる。予算を立てるときに、これは多うなあってこれだけの金額で落とされればええんよ。30何メートルも予定から少なくなっておるんよ。予算審査のときに提示されたメートル数が、ほとんど図面は一緒。ちょっとも違うたところはあらへん。一緒よ。ちゃんと書いてある。それに対してそれだけ少のうなっておるということはどういうことかということ。工事箇所、推進箇所が約30メートル。メートル当たり何ぼか計算したらわかるでしょう。それと、今の、私もばかじゃないけん、わかるわいの。開削工法250メートル、約200メートル、関西軽金属のところの削除しておられるんよ。削除されるんなら、例えばこの落札価格が、この予定価格がこれは何ぼか計算すればええんじやが、大体1億を切ってもええんじやないかと。普通の者じゃったらそう思うわの。工事を減らして工事が少のうなあって、なおかつ入札金額が96.何%というたら、今この近隣で約97%、96.何%、これだけで入札するところはないんですよ。近隣を探してみんさい。初めてじゃわ。私が言うのは、なぜ工事を少のうして97%で落札して。わしはこれに対して疑問が落ちんのよ。それを下水道課長がまだわしの考えでやったと言うて。わしの考えで物事を判断して、わしの考えでやっちゃいけまい。予算が通ったら勝手に内容を変えて、わしの考えでやったと言うて。あんたらが賛成したけん、どうでもえかろうがと言われちゃ、わしも困るけん。でしょう。わしが最初から言うんじやが。

最初の件もそう。ここに書いてあるわけよ。入札価格が5,000万以上じゃから承認案件か何か知らんが、書いておって。そうじゃから、5,000万以上が4,000何ぼで、私がこれを何で聞いたかというたら、今の何%で落とされたか。そうしたら、例えば残った金額があるわけやの、1,000万か2,000万。今はやりの随契でやるやつでわからんよの。ふうんじやなしに、臼井さん、そうじゃろうが。成本のときにでもそれが問題でやったでしょうが。そうじゃから、私はそこを確かめておきたい。わかるでしょう。開削工法の20

メーター、30メーターの金額ならわかりますよ。推進よ。この前の推進でも砂走の同じこの3番目に出てくるんじゃが、推進で石が出たというたら、何千万のカットですよ。増をやっておるんですよ。そうじゃから、承認案件か何かで出たときには徹底的に追及しておらんかったら、この前みたいに、今は参事でおられるけんあれじゃが、あんたらが承認したんじゃろうがと。あんたらが承認したら、承認した中であれするのは何も議会に説明する必要はなかろうがと。こういう答弁が返ったんじゃから、全員協議会を2回もやって、今後そのようなことがないように、何か変更があった場合は議会に報告しますと。そこまでやった経緯があるわけよ。だから、私がはっきり言うてしつこうに、しつこうにここでただしておかんかったら、今みたいに課長に、あんたらが承認したんじゃろうが、あとはわしが勝手にするわいと言われても、文句の言いようがないわけよ、法的には。本議会で承認したんじゃけん。だから、これからはそういうことを言われてもええように、わしの独断と偏見で今、質疑か質問かさせてもらいよるわけ。だから、わかりやすく親切に答弁をしてください。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）今のご質問ですけれども、一応この箇所については予算時期に1億で大体見ておりました。町道9号線を通してさがのの入口の付近まで行くであろうということで予算見積もりをしておったんでございますけれども、実際に積算してみますと、やはり今の宮脇橋から23メートルぐらいしか推進が行かなくなりました。それで、いわれる予算と積算の差異が出ておるような状況でございます。今のここの推進は非常に埋設物等が多うございまして、非常に難しい推進になっております。取付け管等も推進でやらなきゃいけなくなっておりますので、こういうふうに少し積算してみますと、延長自体が当初の思いより少なくなった、できなくなったということでございます。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）私は今のがまだ、あんたらはほんまにおかしな説明ばかりされるんよ。当初予算1億2,000万組んで250メーターか。当初予算ではさがののところまで行かれたと。これ、今の箇所は1億で済むと言われたんよ。済むと思うておったんじゃが、1億で済まんけん、この250メーターの中の200メーターほどを削って、なおのこと推進をさがののところまで行くのを、それじゃ予算が足らんから、わしの考えじゃ30メーター何ぼを縮小したわけよ。縮小してその予算で97%でとったということは、これは情報が漏れておるということよ。それだけ設計変更して97%で落ちるわけがないじゃないの。

あんたの言うこと、言うことに疑問が出るようなことを言うけん、ひどう疑問を持つわけよ。そうじゃないんかの。当初、さがののところまで1億2,000万でやっておったんじやが、推進が1億2,000万じやさがののところまで足らんから30何メートル削って、それでも1億何ぼで96%で落とすということは、本当はこれだけ削るから、開削工法を200メートル削って、推進も30メートル、約で言いますよ、細かいことは言いません。30メートル削って、入札します、どうぞ、97%で落としてくださいと。予算をこれだけ変えて、当初の予算をそれだけ予算変更して、97%で、はい、とってくださいよと。どこかで何かがばれておる。わしはそれしか思われんもん。まだ当初の予算どおり出して1億2,000万円で落ちんかったというならまだわかるんよ。それが、事前に自分らが勝手にひとり歩きして、今までは石が出たじゃ何じゃかんじやと言うて補正を出して、今度はやいやい言われるもんじやけん、石が出るけん30メートルほど前もってカットして予算内で済ませておったら議員が文句を言うまいと思うて。それじゃ、石が出んかったらどうするんよ。返してくれるんか。そういうわけじゃないでしょうが。あんたらが勝手に、石が出るけん今度は工事を縮小してと。なぜあんたらが勝手にそういう権限があるんよ。それも、さがののところに試験掘りしたら大きな石が出るから、到底あそこまで行きませんとか何とか理由があって言うんならええんじやが、自分の判断で言われたんじやけんのう。自分の判断で、当初はさがののところまで行けたのが、当初、石が出るじゃ何じゃあるから、あんたの意見じゃ33メートルほど少のうにして、まだかつ開削工法の、それは県との何かができたか、できんか、県のあれが要ろうに。それを200メートルから小さくして入札金額を1,000何ぼで97%で、はい、どうぞ、とってくださいよ言われるところに何か問題があるんじゃないかと、そこを追及しておるんよ。はっきりとわかるように答弁しなさいよ。あなたの勝手に変更して議会へ提出して、通っちゃ通ったでええわと思うたら大間違いですよ。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）説明が悪かったんでございますけれども、ここにつきましては1億2,000万で予算をいただいております。ここの、この今発注しておる箇所につきましては予算として約1億を大体見積もっておりました。関西軽金属のところを約2,000万ぐらいで見積もっておったわけでございます。この地区を寺迫地区污水管新設工事として1億2,000万の予算をとっておったということでございます。ここにつきましては、約1億の工事の予算をもらっていたんですけれども、一応積算してみますと、取付け管等が大

変難しくなったということも先ほどご説明申し上げたとおりでございますけれども、さ  
がのの分かれ口まで予定をしておったんですけれども、やはり先ほどの推進工法が大変  
難しくなりましたので、そこまで行かなくなったという説明を申し上げたわけ  
です。2,000万はまだ残っておりますので。ここは1億、関西軽金属のところは1億9,000  
万ぐらいまだ残っておりますので。

(発言する者あり)

○議長（原田）崎本さん、発言させますから、ちょっと待ってください。もう回数はいっ  
ておるけん。下水道課長。

○下水道課長（野間）ですから、先ほど申しましたように、ここにつきましては、寺迫地  
区污水管新設工事としまして1億2,000万、予算をいただいております。1億2,000  
万のうちのこの箇所ともう一つ、関西軽金属のところで約1億2,000万ということでいた  
だいております。ここにつきましては1億80万で落ちておりますので、ま  
だ1,920万ほどこの工事の箇所として残っております。

○12番(崎本)推進が少のうなっておるのは何の理由かというて聞いておるんじゃがな。

○下水道課長（野間）推進が少なくなったわけにつきましては、先ほど申しましたように、  
ここの埋設物等が大変多うございまして、それで非常に難しい工法になりましたので、  
推進が当初の思うようにいかなかったということでございます。

○12番（崎本）わしが言うのはそれを言うんよ、理由を。入札のときに設計書のそれは  
わかっておるじゃろうが。それを聞きよるんよ。それを説明せいや。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）説明が悪いようでございますけれども、先ほど申しましたように、  
当初、ここにつきましてはまだ設計等ができていません。当初予算の見積もりをしたと  
きには概算で見積もっておるわけでございますので、今、詳細設計をした段階でそうい  
うふうな延長が短くなったということでございますので、そこらのところをご理解いた  
だきたいんでございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）13番、前田ですが、今の続きになるわけですが、概算で予算要求したん  
だと。1億と2,000万と2つに分けてと。先ほどの答弁で、障害物が出たために短くした、  
こういう説明があるんですね。どういう調査をして、どのような障害物があって30何メ  
ーター短くなっておるのか、これの説明をまず先に願いたい。1,900万残っておるのはい

いとしてね。障害物が出ておるということになっていますね。この調査をされておるわけですからね、障害物が出たということですから。どのような調査をされておるのか。予算の段階では概算要求をしておる、こういう説明ですからね。それで、実施設計に当たっては何がしかの障害物が出たと。よって、30何メートル短くなったと。こういう説明ですから、その辺を明解に答弁願いたい。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）ここにつきましては、土質調査を2カ所やっております。当初、概算工事といいましても、埋設物が非常に多うございまして、その埋設物をよけるために取付け管推進ということも考えていかなければならなくなりました。そこにつきましてやってみたときに、取付け管推進を6カ所ぐらいやらなきゃいけなくなったということ、で少し金額がそういうふうになくなった状況でございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）理解がしにくいんですが、障害物のこの推進の深さが、断面もここに書いておるわけですね。次の4ページに書いておるんですか。ここではようわからんけれども、3メートル何がしぐらいしかないんよ。30メートル40センチぐらいかな、これでいくと。そのわずか3メートルのところじゃが、どのような調査をしたのかわからんが、取付け管が多くなったどうだと言うけれども、その路地、あるいは宅内の引き込み、そんなものは事前に全部計算というか、想定されておる中のものであろう、こういうふうに思うわけね。だから、途中から取付け管が多くなったとか、立て坑が多くなったと。それは道路のカーブの状況とか云々だろうと思うんですが、こういうものもすべて事前にわかるわけですね。道路のカーブの状況で下水管は直進できないと。だから、例えば10メートルごとに升を設けないと、下水管は、ご存じのようにS型では進行しないわけですから、くの字というか、直線、直線でやっていくわけですからね。どういうような状況であるかは事前にすべて把握できておるはずなんです、私どもの考えでは。それを途中で、何か知らんが、調査したというのはボーリングでやったのか何か知らんが、3メートルぐらいのものはボーリングはやらないと思うし、6カ所ほどどういう調査をしたのか。そして、その予算がどこに入っていくのかということを尋ねてみたい。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）調査の予算でございますけれども、実施設計を終わったところに土質調査を入れております。先ほど申されたように、深さが3メートルと、標準断面をこ

こには表示しておるんでございますけれども、ここの深いところで4メートル56ぐらいの深さの土かぶりのところがございまして、5メートル近くをやらなきゃいけないところがございまして、それにつきましての調査を一応しておる状況でございます。障害物というのは、当初想定しておったのを概算で見積もったときには砂質土とかそういうようなことで見積もっておるんでございますけれども、ここについてはまだ実施設計というか、詳細なる設計をするときに、やったときに、れきまじり土というふうな想定をして設計をしたような状況でございますので、まだその段階では詳細なる設計ができていなかったというふうな状況でございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）何か詳細な状況がわからんので、言葉が、しまいごろになるとどうもはっきりしないんだ。言葉の理解がまずできておらんのよね、こっちが。何か言いたいことは言うておるんじやが、どうやってごまかそうかと、こういうことになるんじやろうと思うんじやがね。概算要求ということになれば、今度は当然どこかで実施設計、先ほども言うておるように。その予算がどこに入ってくるのかわからんけれども、予算はおのずから当初の段階で枠が決められておるんですよ。だから、工事の部分とそういう事前調査の部分と、そういう予算が当然どこかに費目か何かで分かれておらにゃいかんのじやろうと思うし、そういう予算枠をどこかに設けていただかなきゃいかんだろうと思うんです。単にそこに1億2,000万あるから、その中でやりましたと。じゃ、その中でやったとしてもまだ1,900万残っておるんだから、その予算がどこから出てきておるのかの説明が理解しにくいんですね。それで、障害物が、れきであるとか石であるとか何と何というのは、その調査がどうもようわからん。そして、3メートル40が5メートル何ぼになったとか。でも、そういうものは当然、下水ですから、自然流下ですから、今度は後々になったらおかしいことになってくるんじゃないかと思うて。上流の方が低くなる現象が起きてくるんじゃないかと。だから、そこらに何か言うておることと説明が合わんのじや。計画性がないんだよね。山の方へ行けば当然多少の勾配がくるうてもどうということはないと思うけれども、下水にはおのずから勾配というのは限られておるんですよ。水は勾配があれば流れるんよ。そういうものじゃないんですよ、下水の場合は。あなたの方がプロなんだから。せいぜい1メートルで2ミリとか3ミリ、大きいところでも四、五ミリまでが限度じゃないですか。その理由も当然わかっておるでしょう。何のために下水は急勾配をとったらだめなのかということを一々私が言わなくても。

だから、そういうことのわずかな勾配で3メートル40のものが5メートル何ぼにしたと  
言うて、今度は後々の工事にもそれが当然関連してくると思うが、そうすると、また予  
算が変わってくる。だから、そういうことをすべて勘案してこういうことをやっておる  
のかどうか。もっと明解に答弁してくれないと、さっきも言うたように、言葉は濁って  
おる、どうやってこの場を切り逃げていこうか、そんなことばかりに頭が先に行ってお  
るんじゃないかと思う。まとめて言うけれども、もう1回崎本さんがさっき言ったところ  
から含めて、もっと論理的にずっと説明してもらいたい。もうこれが最後だから、ほ  
かの人の質疑が出んように、ぴしゃっと明解に順序を正して言うてみなさいや。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）どうも私の説明が悪いようでございまして、3メートルから4メー  
トルと、いろんなことを言いました。ここの実施設計につきましては、17年度の実施設  
計でやっておりまして、それにまだ設計ができていなかったということでございまして  
ので、概算で設計をさせていただいております。それと……。

○12番（崎本）動議、もうちょっときちっとした説明を、あっち行ったり、こっち行っ  
たりせんと、今の予算設計の前に委託して調査なりしてその実施設計の予算をつけて、  
それでなおかつ3月に予算がついた分を6月にこれだけの変更をされた。今、前田さん  
が言われたものを皆込めて皆さんにわかりやすうに一からずっと順番を追うて説明して  
ください。

（「賛成」との声あり）

○議長（原田）ただいま崎本議員から動議が出ましたが、今の動議についてお諮りいたし  
ます。経緯について説明を求めるということでしたが、これに賛成の諸君の挙手を求め  
ます。

（賛成者挙手）

○議長（原田）挙手多数です。それでは、今の動議を採用して説明を求めることにします。  
暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後3時55分 休憩

午後4時02分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。



本日の議事日程は終了する見込みがございませんので、本日はこれにて延会といたします。なお、明日も午前9時から本会議を開会いたしますので、ご参集ください。本日は大変ご苦労さまでございました。

午後4時03分 延会